

【報告事項】

**(1) 児童相談体制の強化に向けた令和7年度の
取組状況、令和8年度取組**

令和7年4月 都児童相談センターの体制を強化

- ・ **総合連携課・人材企画課の設置、治療指導課の拡充**

5月 児童相談体制等検討部会WGを開催（9月まで計4回開催）

- ・ ケース移管や家庭復帰等における手続、東京ルールの運用に関する課題等を整理

施設の入所調整一元化に係るWGを設置（11月まで計16回開催）

- ・ 入所調整システム構築に向けた課題等の整理、要件定義の取りまとめ

6月 「児童相談体制における現状把握のための調査」を実施

- ・ 区児相・子家センの相談援助業務や人材育成等に関する課題、ニーズ等を把握・分析

～9月 区児相・子家センへ個別訪問、ヒアリング（相談援助業務、人材育成等）**10月 第一回児童相談体制等検討部会、検討会を開催。以下について都と区市町村で確認**

- ・ ケース移管等に関するポイント、東京ルール見直し案の策定
- ・ 専門相談窓口の設置
- ・ 令和8年度の都児相と区市町村の人事交流
- ・ 人材育成及び人事交流に係る中長期的な課題

令和8年1月 ケース移管の共通認識の運用開始、専門相談窓口開設、事例共有システム構築**2月 第二回検討会開催**

(1)R7取組状況・R8取組②

①業務の標準化

令和7年度取組状況

- **全国ルールに基づくケース移管・家庭復帰等の手続**
共通認識をまとめたポイント冊子を作成し、都児相・区児相・区市町村子家センに配布予定（資料編P1）
- **東京ルールの見直し**
 - ・都児相・区児相・区市町村子家センあてに**意見照会を実施し、改定案を確定**（資料編P7）
 - ・本検討会で承認後、令和8年6月施行に向けて実務者への周知、理解・浸透促進に向けた取組を実施予定
- **入所調整一元化**
 - ・入所調整の効率化を目的とした「児童養護施設の空き情報の見える化ツール」は、昨年10月から本格運用開始
 - ・**都全体での児童養護施設の入所調整一元化**を目指し、**入所調整システムの構築**に向けて、都児相・区児相・事業団施設・民間施設をメンバーとしたWGを設置し、現状・課題を整理するとともに、システムの基本構想を策定、要件定義を取りまとめ（資料編P21）

令和8年度の具体的な取組

- **ケース移管・家庭復帰等の手続、東京ルールの見直し、新たなテーマの検討**
 - ・令和7年度に整理したケース移管の共通認識、東京ルール改定に係る運用状況等の把握
 - ・区市町村における課題について実態調査を実施し、WGで議論すべきテーマについても検討
- **児童養護施設の入所調整一元化**
 - ・入所調整システムの設計・構築、運用ルールの策定（本格運用開始は令和9年10月を予定）
 - ・取組に当たっては、引き続き、児相・施設と連携、意見交換を行いながら共同で推進

(1)R7取組状況・R8取組③

②個別ケースに係る専門性向上

令和7年度取組状況

○ 「東京児童相談事例共有システム」の構築

- ・ 都児相、区児相、子家センにおいて困難ケース対応等の事例を共有するためのシステムを構築、稼働（現在、都児相の事例を収集中）（資料編P24）
- ・ 区市町村に対し、ID付与に係る調査、個人情報保護に係る整理、事例の提供について依頼（資料編P27）

○ 専門相談窓口の設置

- ・ 子供家庭支援センターにおける個別の困難事例等に関する相談支援や、区立児童相談所の求めに応じた技術的援助・助言を行う窓口を令和8年1月、都児童相談センターに設置

⇒ 事例共有システムや専門相談窓口の実務者への効果的なPR方法について御意見をいただきたい

（都から区市町村への周知方法、区市町村内での普及啓発方法）

○ ケアニーズの高い児童への支援に係る取組の実施 ※詳細はP11に記載

令和8年度の具体的な取組

○ 「東京児童相談事例共有システム」の充実

- ・ 都児相に加え、区市町村の事例を掲載するなど内容を充実

○ 専門相談窓口を本格運用

- ・ 子供家庭支援センターや区立児童相談所をバックアップ

○ ケアニーズの高い児童への支援に係る取組の推進 ※詳細はP11に記載

当日配付資料

当日配付資料

当日配付資料

(1)R7取組状況・R8取組④

③人材育成の共同推進

令和7年度取組状況

＜合同研修＞（資料編 P 29）

○ 都区共同企画研修

- ・「中堅層強化」、「先進的取組の共有」をテーマに新たに実施（計8回実施予定）

○ 都区相互開放研修

- ・都トレセン研修（面接スキルトレーニング）を区児相職員に開放（5区、11名参加）
- ・特別区職員研修所の研修（司法面接、児童心理司リーダー研修）を都児相職員に開放（13名参加）
- ・都児相・区児相の児童福祉司・心理司・保護所職員、子家セン職員による模擬個別ケース検討会議を実施（計6回実施予定）

＜人事交流等＞

- 区市町村から都児相への研修派遣の受入れ（長期：53人(R7.4.1付) 短期：44人(R7実績))
- 都区児相向けに、児童自立支援施設の体験型の研修を実施（萩山実務学校）

＜全般＞

- 人材育成、人事交流に係る中長期的な課題について都と区市町村で議論の開始（P12）

令和8年度の具体的な取組

＜合同研修＞

- 都区の共同企画研修、研修の相互開放等を引き続き実施（トレセン研修の開放科目の拡大）（資料編 P 32）

＜人事交流等＞

- 区市町村と都児相の相互派遣（長期）の新たな実施（R8.4.1付）（開始予定数：3～5自治体（見込み））
- 都児相から区市町村への短期派遣研修の実施を検討 ※うち1自治体は区児相を予定
- 区市町村から都児相への研修派遣の受入れ（長期：30人程度(見込み)(R8.4.1付)・短期)
- 都区児相向けの児童自立支援施設への体験型研修等の取組を推進

＜全般＞

- 人材育成や人事交流の効果的な実施方法について論点整理

(1)R7取組状況・R8取組⑤

④ 子供家庭支援センターの体制強化と連携強化

令和7年度取組状況

<連携強化・専門性向上>

- 東京ルールの見直し（改定案の策定）（再掲）
- 専門相談窓口の設置、事例共有システムの構築（再掲）
- 「子供家庭支援センターにおける心理職ガイドライン」の策定（R7年度未予定）

<人材育成>

○ 研修の実施

- ・ 子家センの職員や所長向けに、児童虐待対応等に関する基礎的・実践的な研修を実施
- ・ 都区共同企画研修、相互開放研修により、児相職員と子家セン職員合同での研修を実施（再掲）

○ 都児相との人事交流

- ・ 区市町村から都児相への研修派遣の受入れ、区市町村と都児相の相互派遣の新たな実施（再掲）

<体制強化>

○ 都児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化事業（R7補助実績：19自治体※交付申請）（資料編P33）

- ・ 都児相から子家センへの送致案件への対応や、子家センのDX化などに対する財政支援を実施

<母子保健部門との連携>

○ こども家庭センター体制強化事業（R7補助実績：20自治体※交付申請）（資料編P34）

- ・ 子家センと母子保健部門の連携強化の取組に対する財政支援や研修を実施

令和8年度の具体的な取組

- 子家センの体制等に係る調査を実施（業務の標準化、専門人材の活用・育成状況、オンラインの活用等）
- これまでの取組を継続した上で、調査内容や現場の意見を踏まえながら、子家センへの更なる支援策の検討

(1)R7取組状況・R8取組⑥

⑤都児童相談所の体制強化

令和7年度取組状況

○ 人材の確保・育成・定着に向けた取組を推進

- ・専任のリクルートチームによる大学訪問や出前講座、プレチューターによる採用前後のフォローアップ
- ・職員住宅の拡充、奨学金返済への支援等

○ 児童福祉司・心理司を増員

- ・福祉司、心理司の定数増、課長代理級の増設、年度途中の職員採用の実施

○ 都立町田児童相談所を開設（令和7年6月1日）○ 一時保護所における子供の権利擁護の取組強化

令和8年度の具体的な取組

○ 人材の確保・育成・定着に向けた取組を引き続き推進○ 都立大田児童相談所（仮称）を開設、その他の児童相談所の新設に向けた準備

（今後の設置予定：R9墨田区内、R11多摩中部、R13西多摩、R13(目途)目黒区内）

○ 一時保護体制の強化

- ・ 立川児童相談所及び大田児童相談所（仮称）に新たな一時保護所を開設
- ・ 民間事業者を活用した一時保護の受け皿を拡充
- ・ 八王子一時保護所の一時移転の実施
- ・ 通学支援の拡充、DX化による業務効率化の推進（資料編P36）

(1)R7取組状況・R8取組⑦

⑥ケアニーズの高い児童への専門的な支援

令和7年度取組状況

○ 医療機関との連携強化

- ・ 児童精神科病院等との医療機関ネットワーク会議への都区児相職員の参加
- ・ 令和8年2月、研修形式で都区児相及び医療機関から2名程度ずつ参加の会議開催（予定）
- ・ 民間精神科病院が開催する連絡会議に都区児相職員が参加

○ 施設へのコンサルテーション

都立施設3か所で入所児童に係るコンサルテーションを実施。令和7年度の都区児相の事案：計9ケース

○ 専門相談窓口の設置（再掲）

子家セン、区児相を対象とした専門相談窓口において、児童精神科医等が心理的ケアが必要な児童への支援に関する相談に対応

○ 子家センの心理職に対する支援

- ・ 「子供家庭支援センターにおける心理職ガイドライン」の策定（R7年度末予定）（再掲）
- ・ 各都児相と管轄自治体の子家センにおいて、心理職の連絡会を実施（再掲）

令和8年度の具体的な取組

○ 医療機関連携ネットワーク会議の継続開催

医療機関同士の繋がり、及び医療機関と都区児相の相互理解を促進

○ 施設コンサルテーションの実施拡大に向け、施設に働きかけ

○ 専門相談窓口の本格運用（再掲）

○ 心理職ガイドライン策定を踏まえ、実務者の対応力向上に向けた取組を検討

【協議事項】

(2) 人材育成及び人事交流に係る課題について

(2)人材育成・人事交流①

前回検討会での議論

※R7.10.17児童相談体制等検討会資料より

調査・ヒアリング等から見えてきた主な課題

【都児相】 法的・専門的対応に特化しており、地域に身近な住民サービスの提供に係る知見は得られにくい

【区児相】 児相間の異動がないため、専門性の蓄積や異動先の確保に課題を感じている児相も多い

【子家セン】 職員の異動によりノウハウの蓄積・継承が円滑に進まない、人員体制に課題のある自治体もある

【共通】 経験年数が浅い職員が多く、スーパーバイズを担える職員の確保・育成が課題

職員の計画的な育成や専門性の向上は、都及び都内全ての区市町村における共通の課題であり、人材育成や人事交流について協議・検討していくことが必要

今、人材育成策を検討する必要性

児童人口が減少する中でも、求められる支援の質や困難度は高まることが予測（P15）

将来を見据え、今の時点から児童への適切な支援を行える人材育成策を講じていくことが必須

(2)人材育成・人事交流②

都と区市町村による人材育成策の協議・検討に向けた基本的な考え方（案）

- 職員の確保・育成・定着については、基本的に自らの職場、自治体において実施
- 一方、パーマネンシー保障の理念に基づき、地域における虐待の未然防止の取組から児童相談所による専門的支援、社会的養護や家庭復帰につなげるまでの取組を一体的に行うため、東京都と区市町村がお互いの業務を理解し、高め合うための具体的な方策を、共に練り上げていくことが必要ではないか（P16）

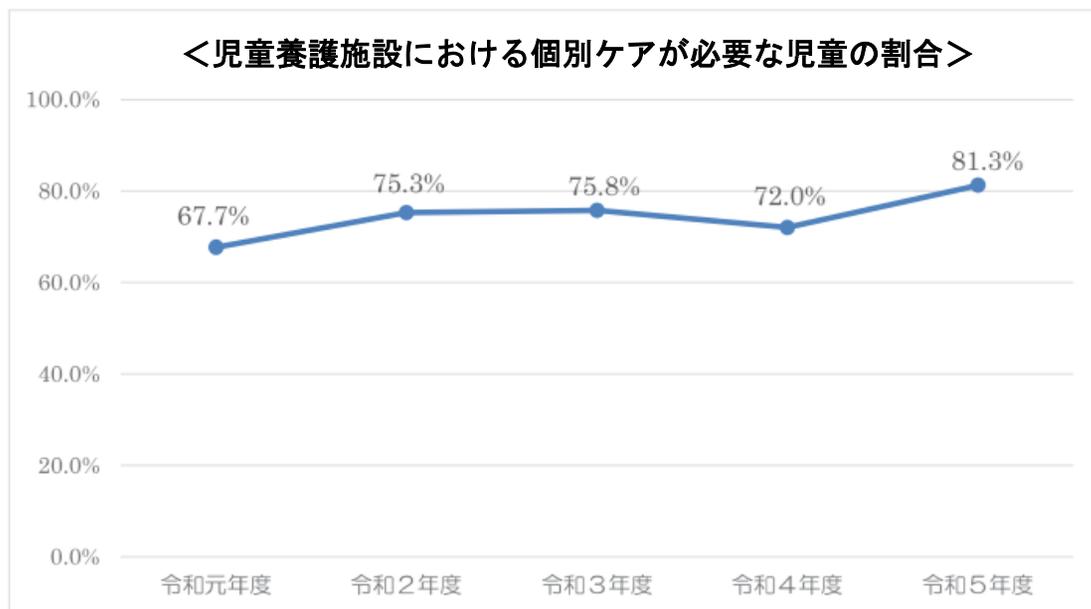
まずは、考え方の根底にある ①児童相談分野に携わる人材に求められる共通の「力」とは何か、
②「力」を伸ばすための育成策の在り方 について整理

(2)人材育成・人事交流③

児童相談行政を取り巻く状況

- 東京都における0歳～19歳の人口は、令和6年1月時点で2,089,525人、令和17年10月時点の予測で1,977,197人となっている
- 一方、児童養護施設における **個別的ケアが必要な児童の割合**は、ここ数年、**増加傾向**で推移
- また、**都の一時保護所の需要推計**では、令和6年度から15年度にかけて、**約1.3倍に増加**する見込み
- 相談件数、新規措置児童数、代替養育を必要とする児童数についても増加する見込み

【東京都社会的養育推進計画より】



資料：福祉局

＜東京都一時保護所の需要推計＞

| R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | ～ | R15 |
|------|------|------|------|------|------|---|------|
| 488人 | 534人 | 580人 | 624人 | 668人 | 663人 | ～ | 648人 |

約1.3倍

＜各種推計（都児相管轄・区児相の計）＞

| | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 相談件数 | 43,008件 | 44,346件 | 45,726件 | 47,131件 | 48,627件 |
| 新規措置児童数 | 833人 | 858人 | 884人 | 908人 | 935人 |
| 代替養育を必要とする児童数 | 4,146人 | 4,219人 | 4,306人 | 4,403人 | 4,506人 |

増加傾向

(2)人材育成・人事交流④

児童相談業務における組織間の緊密な連携の必要性

- 児童福祉法等に基づき、**子供の最善の利益を実現**するため、関係機関の連携のもと、**「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」**の理念に基づくケースマネジメントを進めていくことが求められている。

パーマネンシー保障とは：「**永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障**」

※東京都社会的養育推進計画（令和7年度～令和11年度）より

（以下、計画より抜粋）

- ・ 子供の最善の利益を実現するためには、**児童相談所や区市町村などの相談支援機関は関係機関と相互に緊密な連携**を行い、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の理念に基づくケースマネジメントを徹底することが必要です。
- ・ パーマネンシー保障の理念に基づき、支援者は、**まず、予防的支援により、家庭での生活を維持するために最大限の努力を行う**ことが重要です。**それでもなお、代替養育が必要となった場合**であっても、子供の意向や状況等を踏まえながら、**できる限り家庭と同様の環境での養育を検討**するとともに、**代替養育の開始の時点から家庭復帰を目指します**。
- ・ また、子供の「育ちの連続性の保障」の観点から、**たとえ支援の主体が変わったとしても、子供中心の途切れないケースマネジメント**のもと、子供自身が安心して将来の見通しを持てる環境を提供することが必要です。

子供家庭支援センター、児童相談所、施設等による緊密な連携が必須

<イメージ>

- ・ 養育困難を訴える家庭への支援
- ・ 施設から家庭復帰する児童への支援 等

子供家庭支援センター



児童相談所



施設(児童養護、児童自立支援等)
里親

- ・ 入所児童の保護者との交流の進め方
- ・ 入所児童への心理教育的支援に係る連携 等

人材育成策の検討に係る論点

(1) 基本的な考え方の整理

- 児童相談業務に携わる人材に求められる共通の「力」とは何か
- 「力」を伸ばすための育成策の在り方とは

今回議論

(2) 具体的な取組の検討

- 都児相、区児相、子家センにおける課題を踏まえた今後の取組の方向性
- 具体的な取組内容

来年度議論

(2)人材育成・人事交流⑥

検討事項① 児童相談業務に携わる人材に求められる共通の「力」とは何か

(参考) <都児相での検討事例> ※令和5年度、都児相内で検討

- まず、個人のベースとして、以下の素養が備わっていることが求められる。
 - ①常識、マナー ②当事者理解 ③人間理解（共感力・許容力） ④失敗を素直に受け止め、失敗から学ぶ姿勢
 - ⑤自分も周りに支えられているという自覚を持ち、地域も含めた広い概念でのチームワーク力
- その上で、求められる資質の例は以下のとおり

【児童福祉司】

- ・ 児童・保護者・関係機関等と真摯に向き合い傾聴し、自らの意見を明確に説明
- ・ 高い専門性の維持・向上のため、児童福祉を取り巻く状況の変化等を常に把握
- ・ ケース進行管理・組織管理・部下の育成(監督層)
- ・ 他職種や他機関の専門性を理解

【児童心理司】

- ・ 専門性を拠り所にした意見を納得を高める形で説明
- ・ 高い心理学的専門性の維持のため、自分の強み以外の分野の専門性も学会等の動向を取り入れ把握
- ・ 部下のケース管理、都民からの不服への対処など、組織としての枠組みを押さえながら行動(監督層)
- ・ 他職種の専門性を理解

⇒ 求められる共通の「力」は、主に以下の5つが挙げられるのではないかと

基礎的な力
(常識,取組姿勢,チームワーク等)

コミュニケーションスキル
(傾聴力、説明力)

高い専門性

組織管理力
※管理監督層

他機関等への理解

(2)人材育成・人事交流⑦

検討事項② 求められる共通の「力」を伸ばすための育成策の在り方とは

- 人材育成は、自己研鑽、OJT、研修機関による専門研修、他機関への派遣研修など、様々な取組により展開
- 求められる「力」を伸ばすためには、それぞれのスキルの特性に合った育成策を行う必要がある
- 児童相談業務においては、個々人の専門性のみならず、お互いへの理解が不可欠であることから、先述の5つの「力」を伸ばすためには、**①職務遂行力** 及び **②他機関等への理解** という**2つの視点で育成策を検討**する必要があるのではないか

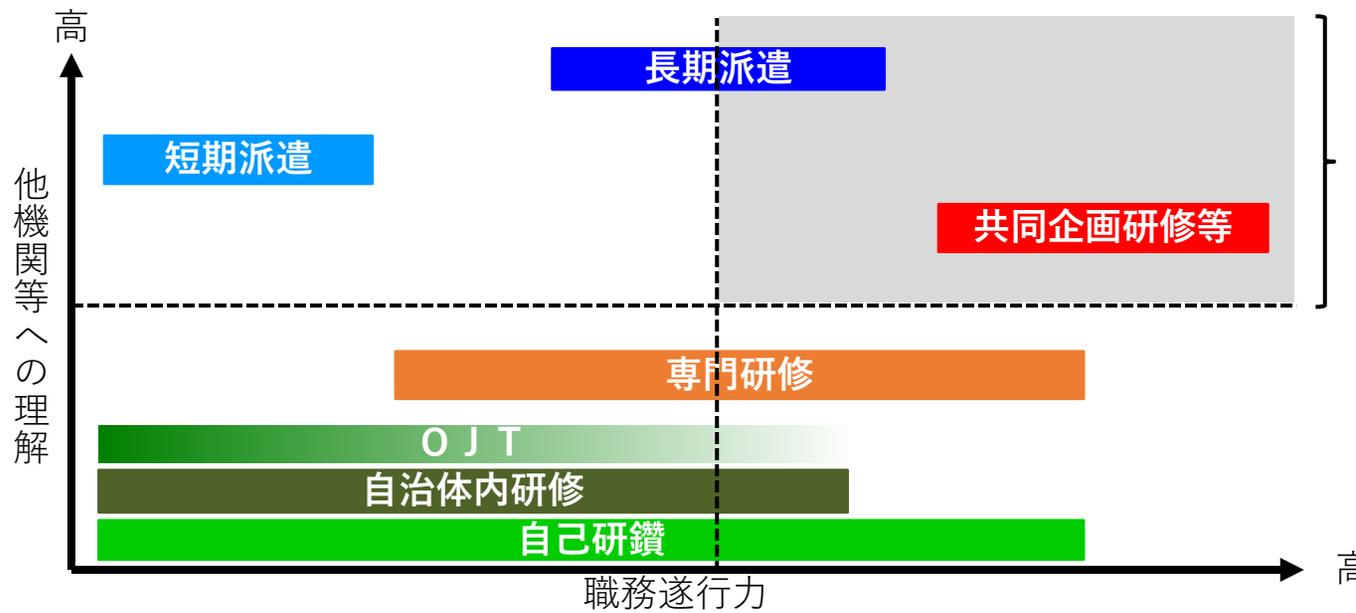
<イメージ>

①職務遂行力

②他機関等への理解



それぞれの取組の
効果として期待される
エリア



このエリアの人材育成を目指して、東京全体で検討を深めていきたい

(2)人材育成・人事交流⑧

現行の取組例

<都区共同企画研修・相互開放研修> (資料編 P 29)

- 都児相・区児相・区市町村子家センの職員が同じ研修を受講し、ロールプレイやグループワークなどを通じて専門性の強化、視野の拡大、顔の見える関係の構築を推進

【受講者の声】

- ・グループワークを通じ、同じ悩みを抱えているメンバー同士での解決策を考える機会となった
- ・他職種の方にリアルな話を聞きながらワークすることができて刺激になった
- ・参加することで都区で現状を共有することは、相互に良い影響があると思った

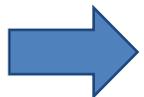
<人事交流>

- 区市町村から都児相への職員の派遣を実施し、職員の能力の向上と相互理解を推進
(長期 (2年程度) ・短期 (5日程度))

【派遣元の自治体 (子家セン) からの意見】

- ・長期派遣の経験者が子家センに戻った後、児相との調整やS Vで力を発揮している
- ・短期派遣は、児相の業務や一時保護所への理解を深めるための有意義な機会となっている

- 区市町村調査において、人事交流 (研修派遣) の実施については肯定的な意見が多い (資料編 P 38)



職務遂行力の向上や他機関への理解促進に向けた方策として、共同での研修や人事交流は有効であり、これらの効果的な実施方法について今後検討

※このほか、都児相からS Vを子家センに派遣するといった取組を求める声もある

(2)人材育成・人事交流⑨

今後の検討内容（案）

- 共同企画研修や相互開放研修の実施内容
- 人事交流等の実施内容
- 子家センの専門性向上に向けた取組

⇒ 児童相談体制等検討部会（課長級による会議）を中心に議論

今後のスケジュール（案）

- ・ 令和 8 年 2 月 : 検討会
 - ・ 課題の共有、論点整理
- ・ 令和 8 年 5 ～ 6 月頃 : 検討部会
 - ・ 共同企画研修や相互開放研修の実施状況、課題
 - ・ 人事交流の目的、派遣先、対象とする職級・年次、効果的な派遣期間等
 - ・ 子家センの専門性向上に係る課題
- ・ 令和 8 年 7 ～ 8 月頃 : 検討部会、検討会
 - ・ 共同企画研修や相互開放研修の今後の実施内容の方向性（案）
 - ・ 人事交流等の今後の基本的な考え方（案）
 - ・ 子家センの専門性向上に向けた今後の取組の方向性（案）

※検討状況を踏まえ、令和 8 年度下半期以降も引き続き議論

【協議事項】

(3) 令和8年度の児童相談体制等検討会 の進め方

(3)検討会の進め方①

<令和8年度の進め方（案）>

以下のとおり検討会、検討部会、ワーキンググループを開催

【検討会】

○ 令和7年度に引き続き、**区部と市町村部に分けて実施**

○ **6つのテーマ、特に人材育成について**継続的に議論

※ ①業務の標準化、②個別ケースに係る専門性向上、③人材育成の共同推進、④子供家庭支援センターの体制強化と連携強化、
⑤都児童相談所の体制強化、⑥ケアニーズの高い児童への専門的な支援

○ その他、児童相談行政を取り巻くその時々的情勢等について意見交換

【検討部会】

○ 令和7年度に引き続き、**区部・市町村部合同で実施**

○ 検討会と同様、特に人材育成について重点的に意見交換

○ ワーキンググループにおける検討内容を確認

【ワーキンググループ】

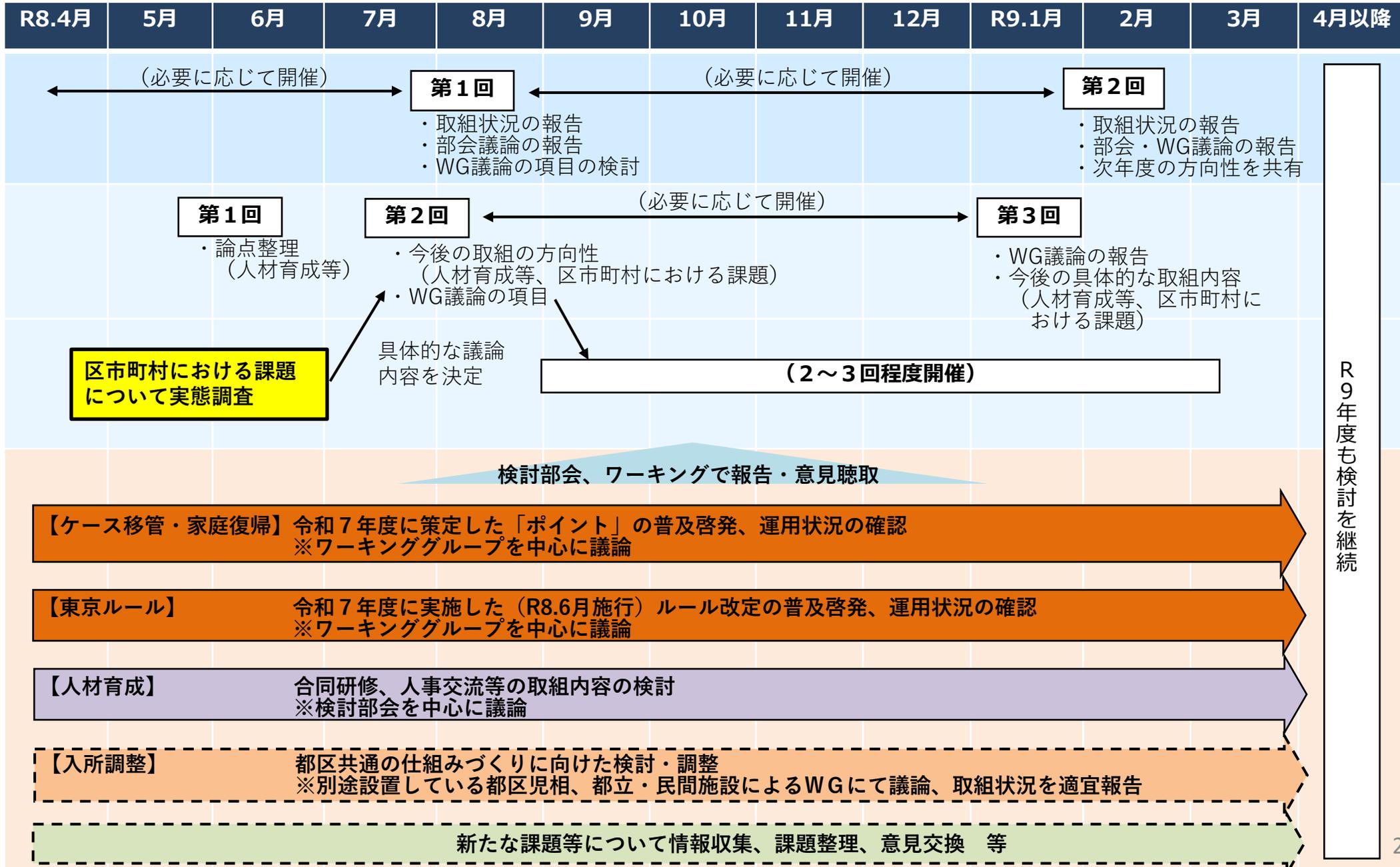
○ 令和7年度に引き続き、**区部・市町村部合同で実施**

○ 令和7年度に整理したケース移管の共通認識、東京ルール改定に係る運用状況等の把握

（区市町村における課題について実態調査を実施し、WGで議論すべきテーマについて検討）

(3) 検討会の進め方②

<今後のスケジュール案>



1 施設名称

(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターとしていた施設名称を、以下のとおり決定しました。

大田区こども未来総合センター

- こども達の未来を力強く支える決意
- 東京都と連携する新たな総合的支援体制を構築する拠点

名称に込めた思い



子ども虐待防止オレンジリボン運動

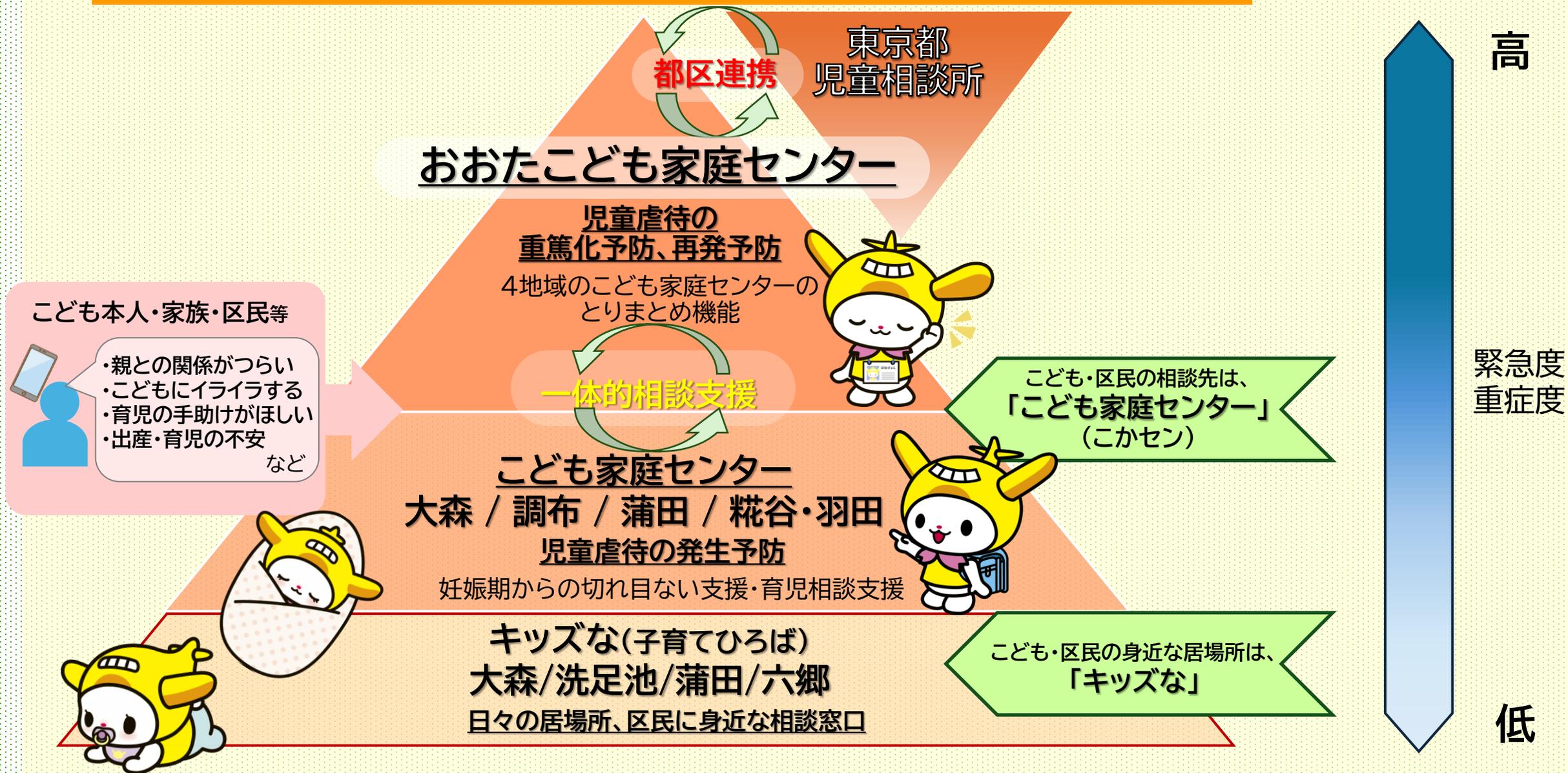
2 開設時期(予定)

- 令和8年8月1日
- 住所:大森西二丁目3番22号
- 地上5階、地下1階

外観パース図

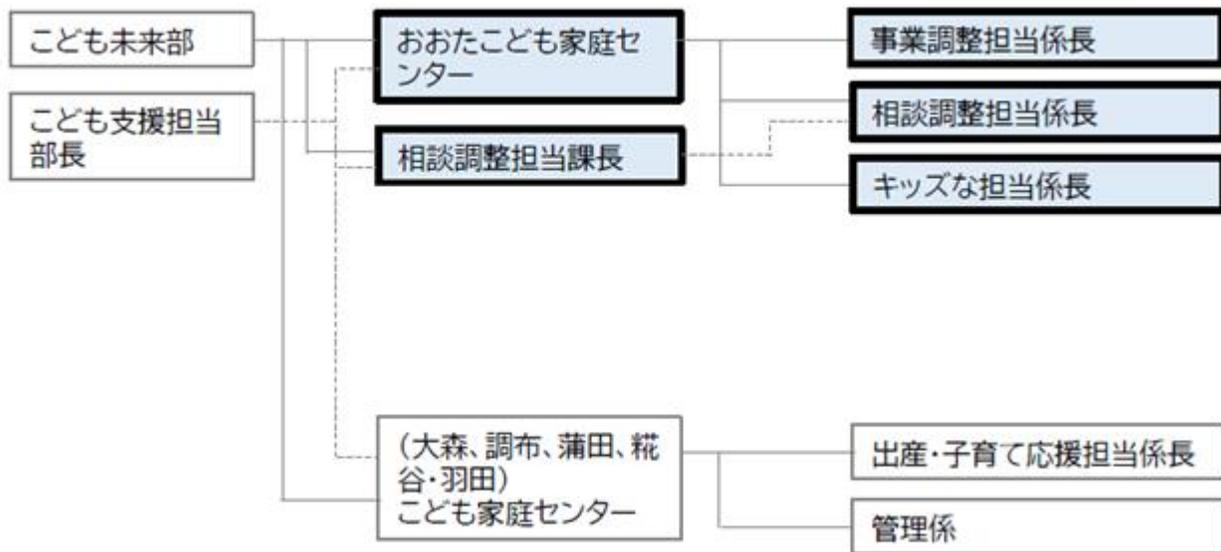


令和8年度 開始 新たなこども・家庭の相談支援体制



組織体制(R8.8.1から)

💡 子ども未来総合センター開設に併せ、都区連携の強化と児童虐待の重篤化予防・再発予防の強化を図るため、児童相談支援体制を見直し、「おおた子ども家庭センター」及び「相談調整担当課長」を新設します！



おおた子ども家庭センター

5つめの子ども家庭センターとして

- ・児童虐待に関する通告・相談の都区合同受付等の都区連携強化
- ・4つの地域子ども家庭センターとの連携強化

以上による切れ目のない包括的支援体制を構築します！

相談調整担当課長

「おおた子ども家庭センター」の事務のうち、“要支援児等への個別支援”を分掌し、通告や相談に関する迅速な対応や、関係機関との緊密な連携による支援内容の充実など、個別ケースに対する相談支援体制を強化します！

大田区
子ども未来総合センター

【大田区子ども未来総合センター】は、大田区の子ども家庭支援機能と東京都児童相談所機能を設置し、2つの機関が一層連携を強化し、子どもと家庭を切れ目なく支援します。

令和8年
8月1日開設予定

住所 大森西二丁目3番22号
最寄り駅 京急平和島駅 徒歩8分

新設機関

おおた子ども家庭センター
(現大田区子ども家庭支援センター 一部機能移転)

子どもと家庭のお悩みに関する総合相談窓口です。子ども本人からの相談も対応しています。

子育てに関する親の悩みや不安など

親との関係に悩んでいるなど

連携先
相談 03-5753-7830
虐待通報専用ダイヤル 03-5753-9924

東京都児童相談所

児童福祉司、児童心理司などの専門スタッフが相談支援を行います。

親の子育て感情等の難しい相談
虐待等様々な事情による緊急相談
思春期に関する相談など

【大田区子ども未来総合センターに関するお問合せ】
子ども未来部 子ども家庭総合支援センター開設準備室
TEL: 03-6428-6893



©大田区

「未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち」の実現に向け、引き続きさまざまな取組を推進していきます！

目黒区こども家庭センターの心理職について

1 R7年度 こども家庭センター養育支援係職員配置数

・福祉職12名 心理職6名 保健師1名 養育支援専門員（週3日児童相談所長経験者）1名
係長（福祉職）1名

2 こども家庭センターの心理職の役割

こども家庭センターは、母子保健と児童福祉を統合した地域の総合支援拠点であり、養育支援係では不適切養育や虐待の予防・改善に向けた相談支援を中心的に担っている。心理職はソーシャルワークと心理臨床の両側面を統合した専門職として、多職種と連携しながら家庭訪問、学校面接、関係機関との協働など多様な場面で介入する。法的権限を持たない機関であるため、丁寧なアセスメントと信頼関係の構築が支援の基盤となる。

3 ケース対応

健診未受診ケース以外のほぼ全てのケースに心理職も担当となっている。

必要性から初回の子ども面接から関わることもあれば、必要性がないと思われるケースについては関与がないまま終わるケースもある。関わるタイミング等の方針については福祉職と心理職が話し合って決めている。

心理職一人あたり40～50件を担当し、そのうち20～30件で継続的な関わりを行っている。

4 心理職の業務

子どもとの面接、子どもの行動観察、場合によっては心理検査を実施している。また、保護者等への、子どもの声の代弁者も担っている。

（1）子どもの心理支援

子どもの心理支援では、常勤心理職が複数配置されている利点を活かし、すべてのケースに心理担当を配置する体制が整えられている。この仕組みによって、初動から心理支援が介入し、子どもの長期的成長に寄り添った支援が可能となっている。心理職は、虐待や心理的外傷による感情・行動の不安定さを理解し、継続的な個別面接を通して「心の安全基地」となる関係を築く。

（2）保護者の心理支援

保護者への心理支援も、養育環境の改善を目指すうえで重要な役割を果たしている。保護者の発達背景や心理的負担、過去のトラウマなどに焦点を当てながら、面接を通じての対話的・協働的な関わりを重視し、家族全体の機能改善を目指す。心理職による関わりは、保護者の気づきを促し、子どもの回復につながる環境調整の基盤となる。

(3) コンサルテーション

心理職は福祉職、保育園、学校、医療など多職種へ、子どもの理解や関わり方に関する助言を行う。特に発達障害傾向やパーソナリティ特性の強い保護者との関わりでは、心理職の視点がケースワークを円滑に進めるうえで重要な役割を果たす。多職種協働のハブとして、心理職の存在はますます不可欠となっている。

5 その他

(1) 子育て心理相談

予防的アプローチとして母子保健と連携し、育児不安の軽減や虐待予防に取り組む事業として実施している。

母子保健で把握した子育てへの悩みや不安を抱えた保護者に、心理職が保護者と継続的に面接を行う中で、育児不安の軽減を図り、虐待を未然に防ぐ取り組みを行っている。

虐待や養育困難性が高いと判断された場合は、福祉職とも一緒に対応を行っている。

(2) 親子関係形成支援事業

改正児童福祉法で示された、子どもとの関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者にプログラムやロールプレイ等を通じて、良好な親子関係の形成をめざす事業であり、令和8度から実施する。

初年度は外部の講師へプログラムのファシリテーターを依頼し、担当の心理職と福祉職も毎回参加し、実施内容等をファシリテーターと確認しながら事業を実施していく。

以 上

担当 目黒区子ども若者部

こども家庭センター養育支援係 塚本

電話 03-5722-9743

子育てひろばにおけるペアレント・トレーニング（武蔵野市）～心理職が常勤でなくてもできること～

- ・ 0123施設は、財政援助出資団体である（公財）武蔵野市子ども協会が指定管理者
- ・ 令和6年度から、「0123吉祥寺」、「0123はらっぱ」の2施設でS o m l i cのペアレント・トレーニングを実施
- ・ 武蔵野市子ども家庭支援センターにおける心理支援専門員：1名（非常勤） 他、有資格者複数配置

【実施状況】

- ・ フォローアップも含めて計7回の連続講座（10時～11時30分、3～4か月の間に実施）
- ・ 令和7年度テーマ：感情にふり回されない子育て ・ 定員10名：1歳6か月～未就学児の保護者（託児あり）
- ・ 参加料無料（支援が届きやすくするために）
- ・ 業務委託による実施

【参加者の声】

- ・ 自分の子育てに向き合う貴重な機会になった。なんとなくやっていた子育てを一度立ち止まってじっくり考える時間がもてた。
- ・ ペアトレだけでなく他のママさんのみんなの悩み、考えなどを知ることができた。
- ・ 自分だけじゃないんだという気持ちになれた。
- ・ インプットしたことをアウトプットする場があったため、育児書で読むより自分の中に落とし込めた。

【課題】

- ・ ファシリテーターの養成
- ・ 連続講座による施設職員の負担感
- ・ 保育園等の子育てひろば以外での実施



児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について —令和6年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書—

児童虐待の防止等に関する法律第4条により、地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとされています。

これらの調査研究及び検証に当たっては、個別のケースについて専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、都では、東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会（以下「検証部会」という。）を設置し、重大な児童虐待事例の検証を行っています。

この度、都は、検証部会から、検証結果及び再発防止策について、「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」として、提言を受け取りましたので、お知らせします。

1 検証対象事例及び検証方法

東京都において発生した重大な児童虐待で、令和5年度中に発生した重大な事例等10事例について、総体的な分析・検証を行った。

そのうち1事例について、関係機関に対し、詳細な経過等のヒアリング・調査を行い、事例から明らかになった課題等に関して、検証部会において改善策を検討した。

2 提言の内容

(1) 調査票による分析・検証結果（10事例）

- 子どもの年齢は、0歳児が7事例で半数以上を占めている。
- 10事例のうち、きょうだいの児童相談所等への通告歴が4事例あり、そのうち2事例は0歳児の事例であった。
- 虐待や養育困難等できょうだいに関係機関の関与がある家庭においては、新たな子どもの出生によって負担やリスクが非常に高まるため、出産前から特定妊婦として支援を行い、家庭での養育が可能かどうかのアセスメントを慎重に行うべきである。

(2) 詳細な調査・ヒアリングによる検証（1事例）

①内容

特定妊婦である母が医療機関の入院指示を拒否、関係機関が連絡を取れないまま、

一人で自宅出産していたため本児を一時保護。家庭復帰後、養育支援ヘルパー等により支援を行っていたが、母から本児の反応がないと救急要請。本児は急性硬膜下血腫で一命はとりとめたが、障害が残る可能性あり。原因は不明。

②主な改善策

- ・特定妊婦の対応困難事例については、早い段階で関係機関が児童相談所と情報共有を行い、連携して母子の安全を確保する必要がある。
- ・一時保護解除の判断に当たって、児童相談所は関係機関との協議を徹底し、関係機関が不安やリスクを感じている場合には、家庭復帰後の十分な支援策を検討することや、状況によっては一時保護解除の時期を見直すことが必要である。
- ・行政機関に対して拒否的で、自ら困りごとを相談しない保護者に対しては、ニーズを汲み取り、個別の状況に合わせた、きめ細かなアプローチ方法を検討するなどして、信頼関係を構築していくことが必要である。

※ 詳細は、別添「報告書（全文）」を御参照ください。

3 提言を踏まえた都の対応

- 特定妊婦に係る情報が児童相談所と区市町村で共有できるよう、「東京ルール*」について見直しを行う。
 - * 区市町村の子供家庭支援センターと児童相談所との間における連携・協働のための基本ルール
- 国制度のこども家庭センターにおける児童相談部門と母子保健部門が連携した虐待の未然防止の取組支援を強化していく。
- 不安や悩みを抱く妊産婦を対象とした広報活動・普及啓発を実施していく。
- 本事例を踏まえたケースワークを行うため、本報告書を用いた研修を実施するとともに、様々な会議体で共有していく。

【問合せ先】

(報告書の内容、都の対応に関すること)

福祉局子供・子育て支援部家庭支援課

電 話：03-5320-4127

(児童福祉審議会に関すること)

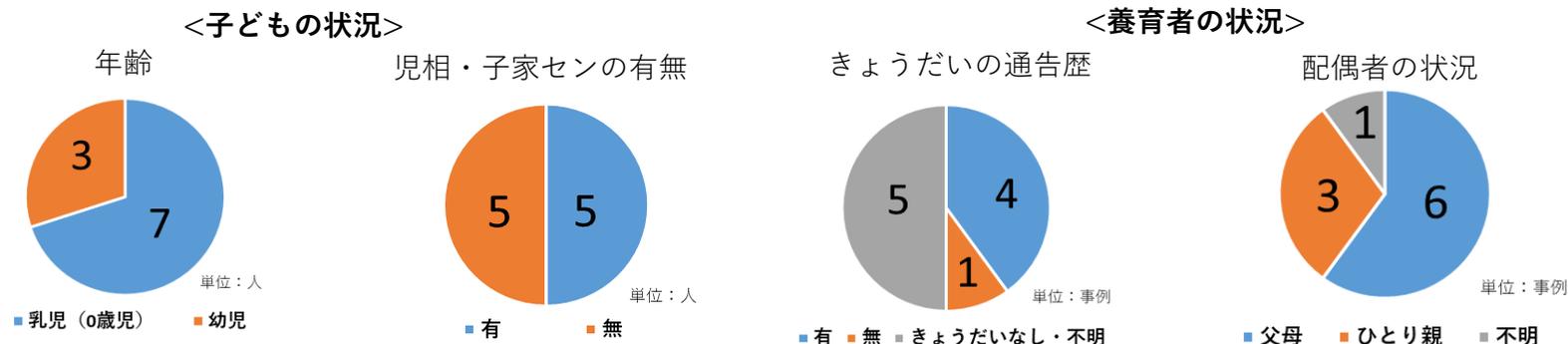
福祉局子供・子育て支援部企画課

電 話：03-5320-4114

【報告書の内容について】

1 調査票による分析・検証結果

○令和5年度に発生した重大事例（10事例）について、総体的な分析・検証を実施した。



○過去にきょうだいの関与がある家庭で、新たな子どもが生まれ0歳児で死亡した事例が2事例あった。

○虐待や養育困難できょうだいに過去に関与がある家庭では、新たな子どもの出生によって負担やリスクが高まりやすい。

○出生前から特定妊婦として支援を行い、家庭での養育が可能かどうかアセスメントを慎重に行うべき。

2 詳細な調査・ヒアリングによる検証を踏まえた提言

○都・区市町村の関与があった事例について、委員による関係機関へのヒアリングを行った。

【概要】

- ・特定妊婦である母が医療機関の入院指示を拒否。
- ・関係機関が連絡を取れないまま、一人で自宅出産していたため本児を一時保護。
- ・家庭復帰後、養育支援ヘルパー等により支援を行っていたが、母から本児の反応がないと救急要請。
- ・本児は急性硬膜下血腫で一命はとりとめたが、障害が残る可能性あり。原因は不明。

2 (続き) 詳細な調査・ヒアリングによる検証を踏まえた提言

【提言】

- ◆ 特定妊婦の対応困難事例については、早い段階で関係機関が児童相談所と情報共有を行い、連携して母子の安全を確保する必要がある。
- ◆ 一時保護解除の判断に当たって、児童相談所は関係機関との協議を徹底し、関係機関が不安やリスクを感じている場合には、家庭復帰後の十分な支援策を検討することや、状況によっては一時保護解除の時期を見直すことが必要である。
- ◆ 行政機関に対して拒否的で、自ら困りごとを相談しない保護者に対しては、ニーズを汲み取り、個別の状況に合わせた、きめ細かなアプローチ方法を検討するなどして、信頼関係を構築していくことが必要である。

<提言を踏まえた都の対応>

- 特定妊婦に係る情報が児童相談所と区市町村とで共有できるよう、「東京ルール」について見直しを行う。
- 国制度のこども家庭センターにおける児童相談部門と母子保健部門が連携した虐待の未然防止の取組支援を強化していく。
- 不安や悩みを抱く妊産婦を対象とした広報活動・普及啓発を実施していく。
- 本事例を踏まえたケースワークを行うため、本報告書を用いた研修を実施するとともに、様々な会議体で共有していく。

【目次】

| | |
|--|--------------|
| ケース移管・家庭復帰等の手続に係る共通認識のポイント冊子（案） | … 1頁 |
| 東京ルール及び共有ガイドライン改定の概要 | … 7頁 |
| 入所調整システムの構築について | … 21頁 |
| 東京児童相談事例共有システムについて | … 24頁 |
| 令和7年度合同研修の実施状況、令和8年度合同研修の実施予定 | … 29頁 |
| 都児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化事業 | … 33頁 |
| こども家庭センター体制強化事業について | … 34頁 |
| 一時保護体制強化事業 | … 36頁 |
| 区市町村における人事交流や人材育成の現状 | … 37頁 |

ケース移管・家庭復帰等の手続きに係る共通認識のポイント冊子(案)

本冊子の位置づけ

本冊子は、「転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ」「児童相談所運営指針」をベースとして、令和7年度東京都児童相談体制等検討部会ワーキンググループで整理された内容をまとめたものです。東京都児童相談所・特別区児童相談所・区市町村子供家庭支援センターの共通認識に基づき、ケース移管、情報提供、家庭復帰の基本的な流れを掲載しています。

個別のケース対応については、各児童相談所が状況に応じて判断しますが、移管・家庭復帰の基本を確認したいときに、この冊子を参考にして下さい。

目次

| | |
|--|----|
| 基本事項 | 1 |
| 用語の定義・本冊子で用いる略称 | 2 |
| 移管・情報提供のフロー | 3 |
| 児童記録票(児童票)の記載内容 | 7 |
| アセスメントシートに準拠した移管・情報提供の判断 | 8 |
| 家庭復帰の流れ(一時保護から) | 9 |
| 家庭復帰の流れ(施設等から) | 11 |
| (参考資料) 転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ (令和4年12月20日全国児童相談所長会) | 13 |
| (参考資料) 一時保護決定に向けてのアセスメントシート | 28 |

基本事項

管轄

- 相談援助活動は、子供の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他子供を現に監護する者)の居住地の管轄児童相談所が原則として行う。
- 保護者の居住地が不明である場合は、子供の現在地の管轄児童相談所が受け付ける。
- 警察からの通告等は、子供の現在地の管轄児童相談所に行われる。児童相談所は受付後に調査等を行い、関係児童相談所への移管の適否・移管の方法等を決定する。
- 子供の居住地と保護者の居住地が異なる場合、子供の福祉・児童相談所利用の利便等の事情を考慮し、関係児童相談所と協議の上、管轄児童相談所を決定する。
- 里親等委託・児童福祉施設等入所中の場合は、保護者の転居に伴う移管は原則行わない。ただし、子供の福祉にとって必要と認められる場合は、保護者の転居先の管轄児童相談所と十分協議し、管轄児童相談所を決定する。
- 電話相談は、原則子供や保護者等の居住地を問わず、相談を受けた児童相談所において行い、必要に応じて管轄児童相談所にあっせんする。
- 一時保護は、保護者の居住地にかかわらず子供の現在地にて行うことができる。一時保護後に、子供の居住地が当該児童相談所の管轄区域外であることが判明した場合は、速やかに子供の居住地の管轄児童相談所に移管する。

(児童相談所運営指針 第3章 第2節 5.管轄 及び全国ルール II 第1 5(4)を参照)

用語の定義

転居

- 現にケースを取り扱っている児童相談所が、調査等によりケースの居住の実態を確認できた場合(住民票の異動の有無は問わない)。
- 現にケースを取り扱っている児童相談所が転居を把握しておらず、転居先の居住地を管轄する児童相談所により転居が確認された場合。

一時滞在

- 施設入所措置中、児童福祉司指導中、継続指導中、継続調査(援助方針未決定)中の子供が、里帰り出産や帰省などにより児童相談所の管轄区域外の親戚・知人宅等に一定期間滞在すること。滞在期間の長短は問わない。

移管

- 児童相談所が調査・援助を実施している間に、ケースが当該児童相談所の管轄外に転居した場合、援助方針が決定していない「継続調査」中ケースや「児童福祉司指導」及び「継続指導」中のケースに関する児童相談所間の公式な引継事務のこと。
- ケース移管は移管元の児童相談所において「継続調査」、「児童福祉司指導」及び「継続指導」が行われているケース全てが対象となり、一時保護決定に向けてのアセスメントシート①～⑦に該当するケースは必ず移管の対象とする。*P8を参照
- 移管を受けた児童相談所は、児童福祉法第25条第1項の「通告」に代わるものとして取り扱う。移管先児童相談所は受理し、調査や指導を継続する。

情報提供

- 児童相談所の援助により状況の改善が図られ最終した又は最終予定だが、ケースが管轄外に転居したことに伴い、今後虐待が再発する可能性等から転居先児童相談所へ情報の引継ぎを行うこと。情報提供を受けた児童相談所が受理するか否かは、情報提供先児童相談所が判断する。

援助(調査)依頼

- 相談の内容等から、転居先児童相談所が担当することが適当と判断された場合において、当該児童相談所と協議の上、当該児童相談所に指導を依頼すること。全国ルールにおいては、施設入所措置等中の子供の管轄外への一時帰宅に伴う調査、一時滞在中の子供の調査等も、援助(調査)依頼の一つに位置付けている。
- 施設入所措置等係属中のケース・一時保護中のケースで、管轄外の家への引取りを行う場合も、必要に応じて援助(調査)依頼にて調査や同行訪問の依頼を行う。援助(調査)依頼を行う際は、ケース対応中の児童相談所と一時帰宅先や家庭引取先の管轄児童相談所で事前に協議を行い、文書で依頼を行う。

本冊子で用いる略称

- 全国ルール：転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ
- 要対協：要保護児童対策地域協議会
- アセスメントシート：一時保護決定に向けてのアセスメントシート(児童相談所運営指針)

※ 本冊子は校正中のため、内容は変更となる可能性があります。

ケース移管・家庭復帰等の手続きに係る共通認識のポイント冊子(案)

移管・情報提供のフロー

移管・情報提供の基本的な流れをまとめています。

なお、全国ルールは被虐待等のケースを主に対象としていますが、虐待以外の養護相談、非行相談、育成相談等の場合も、移管・情報提供を行うか、児童相談所で判断します。

0 転居の予定を把握した場合

- ・転居先の住所を保護者等に確認する
- ・転居先住所を管轄する児童相談所へ、移管（または情報提供）することを子供・保護者に伝える
- ・転居が確実な場合（転居予定日・転居先住所等の具体性がある場合等）は、転居先住所が分かり次第、転居先住所を管轄する児童相談所へ一報する（②へ）

Point

- 移管・情報提供の検討、今後の対応方針について所内協議を行うこと

1 転居の事実を確認

転居の事実とは

居住の実態が移っていること（住民票の異動の有無は問わない）

以下の具体的状況等から、客観的な居住事実の継続性又はその期待性が備わっているかを総合的に判断する

具体的状況

- 転校・転居手続を行っている
- 転居先の近隣で就労した
- 生活保護申請を行っている
- 家庭訪問にて居住を確認した
- 元の居住地を引き払っている

相談援助活動は、子供の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他子供を現に監護する者）の居住地を管轄する児童相談所が原則として行う（居住地主義）。なお、居住地とは、人の客観的な居住事実の継続性又はその期待性が備わっている場所をいい、住民票記載の「住所」や民法の「住所」又は「居所」と必ずしも一致しない。

（児童相談所運営指針 第3章 第2節 5.管轄）

- ・住民票の異動の有無を確認する
- ・家庭訪問等の調査により、転居先で生活していることを確認する
- ・転居の事実を確認後、速やかに所内協議を行い、アセスメントシート等を用いて「移管」または「情報提供」に関する方針を決定する

※移管・情報提供の対象についてはP8及び全国ルール II 第1 5(2)を参照(P14)

Point

- 継続調査中・指導中ケースが管轄外へ滞在し、居住地が不明である場合、継続調査中・指導中の児童相談所が生活実態等を確実に調査・確認（必要に応じ、援助（調査）依頼を活用）の上、滞在期間の長短を問わず、転居の事実があると解釈しうる状況が確認されたら、すみやかに移管を行う

2 移管（情報提供）先児童相談所へ一報

【移管（情報提供）先に伝える情報】

- 1 子供・保護者に関する基本事項（氏名、生年月日、現住所、就学状況、職業、家族形態、主訴等）
- 2 転居（予定）日、転居先住所、転居理由（住民票異動の有無）
- 3 移管元児童相談所との関わりの経緯、関係性、過去の相談歴、一時保護歴、入所等歴、警察・区市町村相談機関の関与歴
- 4 移管元の児童相談所の援助内容又は援助方針
- 5 現認：最後に子供・保護者に会った日と、その時の様子
- 6 アセスメントシートによる緊急性の判断結果
- 7 今後の引継ぎ等の対応について（対面引継ぎの場合、要対協の個別ケース検討会議や同行訪問・同席面接等の調整等）
- 8 その他必要事項
- 9 情報提供の場合は「移管」としないこと理由

※全国ルール II 第2 1(2)及び2(2)を参照(P16-17)

Point

- 対応中のケースが管轄外へ転居した旨の情報を得た場合、転居の可能性・必要な調査を行う旨を、居住地を管轄する児童相談所へ一報する
- 一時保護からの家庭復帰に伴う移管の場合、家庭復帰についての移管元児童相談所の方針が固まり次第、家庭復帰前に移管先児童相談所へ一報する
- 家庭復帰の方針検討の際の家庭復帰先の状況調査については、家庭復帰先が管轄外であっても東京都内にある場合は、原則として移管元児童相談所が調査を行う。家庭復帰先が遠方等の理由がある場合は、家庭復帰先の管轄児童相談所へ援助（調査）依頼を行う

3 移管（情報提供）先児童相談所の受理

- ・電話等による移管（または情報提供）の一報を受けた児童相談所は、一報を「通告」と捉え、緊急受理会議を開催し、受理の可否を判断する（移管の一報を受けた場合、管轄内に居住実態があれば原則受理し対応する）
- ・転居前に一報を受けた場合、一報を受けた時点で受理するか、一報を受けた時点では受理保留とし、子供・保護者が管轄内に転居した際に受理するかは、各児童相談所が判断する

Point

移管（情報提供）先児童相談所の再アセスメント

- 転居ケースを受理した場合には、自ら再アセスメントを実施する
- 移管（情報提供）元児童相談所から提供された情報で緊急性・重症度・継続的関与の必要性の判断が十分でない場合、不足している情報を移管（情報提供）元児童相談所へ確認する
- 移管（情報提供）元と移管（情報提供）先でアセスメントに差が生じる場合、アセスメントの根拠を移管（情報提供）元児童相談所へ確認する

移管の際、保護者等と子供の居住地が異なる場合

- 一時保護からの家庭復帰に伴う移管の場合は、保護者等への指導と、子供の生活状況の確認をどのように行っていくか、児童相談所間で調整する

ケース移管・家庭復帰等の手続きに係る共通認識のポイント冊子(案)

指導中のケースが管轄外へ転居し、転居先での居住実態が未確認の場合

- 移管元児童相談所が原則転居先を調査・把握する
- 移管元児童相談所が調査の上、居住地が分かれば居住地を管轄する児童相談所は受理し、移管元児童相談所と連携して対応する。緊急時の対応（警察の身柄通告になった場合等）について、移管元児童相談所と予め確認しておく
- 一報を受けた移管先児童相談所は、緊急受理会議を実施し受理の要否を判断する。不受理となった場合でも記録を残し、その後の状況に応じ対応できるようにする。不受理となった場合は、その旨と理由を移管元児童相談所へ連絡する

4 転居後の安全確認

- ・ 移管の一報は「通告」であるため、移管先児童相談所が安全確認を実施するが、移管元児童相談所が実施したほうが適当な場合はこの限りではないため、安全確認の方法やどちらが対応するかについて、移管元・移管先児童相談所で確認する
- ・ 原則48時間以内に安全確認を実施する（虐待以外の主訴であって、虐待のリスクがないケースの移管の場合は、原則48時間以内の安全確認の対象外）

Point

一時保護からの家庭復帰に伴う移管の場合

- 家庭復帰の際に移管元児童相談所が安全確認を実施するが、必要に応じ移管先児童相談所も同行する

指導中移管の場合

- 子供が所属機関等に通っている場合は、移管元児童相談所が所属機関等と密に連携し安全確認を行う。移管元児童相談所が転居先訪問等を実施し、必要に応じ移管先管轄児童相談所も同行する

5 引継ぎ

- ・ アセスメントシート①～⑤に該当し移管を行う場合、下記方法等で対面引継ぎを行う
 - 移管元・移管先児童相談所が家庭に同行訪問（または移管元・移管先児童相談所が移管先児童相談所で同席面接）
 - 移管先での要対協の個別ケース検討会議に移管先・移管元児童相談所が出席
- ・ 移管元・移管先児童相談所による家庭訪問やケース検討会議等の開催までには一定の時間を要するため、電話等により当面の対応等について事前協議を行う等、援助経過に空白が生じないように配慮する
- ・ アセスメントシート⑥、⑦に該当し移管を行う場合、文書による引継ぎ（必要な場合は対面引継ぎ）を行う
- ・ 転居が確認された時から遅くとも1か月以内に移管を完了する

移管の際 送付する資料

- | | |
|------------------------------------|--------------------|
| ① 表書き(様式1-1) | ② ケース移管票(様式1-2) |
| ③ 児童票 | ④ アセスメントシート |
| ⑤ 今までのアセスメントの記録 | ⑥ けがの情報(写真等客観的な情報) |
| ⑦ 移管先児童相談所がケースのリスクを十分判断できる資料(診断書等) | |

※児童票に記載する内容については、P7を参照
※全国ルールⅡ第2-1(4)イを参照(P16)

上記以外に移管先児童相談所へ提供する資料

- 児童相談所の指導経過が分かる記録
- 児童福祉司指導措置決定通知書の写し
- 警察からの児童通告書の写し
- 指導開始時に、子供・保護者と決めた約束事等が分かる資料等

Point

移管の引継資料について

- どの資料を移管先児童相談所に提出するかは、所内で意思決定を行う
- 子供・家庭について未調査の部分がある状態で行う「調査中移管」は、指導中移管と比べ移管先児童相談所に提供できる資料に限られるが、虐待の場合、リスクを正確に伝えるために必要な資料を漏れなく提供する

個別ケース検討会議について

- 調査中移管の場合、必要に応じ個別ケース検討会議を実施する。移管元児童相談所が調査済の事項、未調査の事項を引き継ぐ
- 一時保護からの家庭復帰に伴う移管の場合、原則家庭復帰前に個別ケース検討会議を実施する。移管のタイミングや指導対象、指導の内容について児童相談所間で協議を行う

- ・ アセスメントシート⑧に該当し情報提供を行う際は、虐待予防のため、必要に応じ当該家庭への援助に繋がるよう文書で引継ぎを行う。情報提供先の児童相談所は、相談・通告があった場合にすぐ情報提供された情報等を活用できるよう、的確に情報管理する

情報提供の際 送付する資料

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 表書き(様式1-1) | ② ケース移管票(様式1-2) |
|--------------|-----------------|

6 援助方針の継続

- ・ 指導中移管を行った場合、移管元児童相談所は引継完了までの間、原則として児童福祉司指導・継続指導を解除しない
- ・ 移管先児童相談所は、引継完了後速やかに援助方針を決定する。援助方針は、児童相談所間の認識の差をなくするため、移管元児童相談所の援助方針を少なくとも1か月間は継続する。なお、1か月以内により高いリスクが生じた場合は、移管先児童相談所の判断で、移管元から引き継いだ援助方針をリスクに応じ、より高次の援助方針（児童福祉司指導・施設入所措置等）へ変更する
- ・ 移管後1か月時点で、移管先児童相談所は、新たな環境下の家族状況をアセスメントし、援助方針を継続するか否かを判断する

ケース移管・家庭復帰等の手続きに係る共通認識のポイント冊子(案)

児童記録票(児童票)の記載内容

下表は、児童記録票(児童票)に記載すべき項目をまとめたものです。

児童記録票(児童票)は、移管の引継資料の一つであり、各自治体の児童福祉法施行細則等で様式や内容が定められています。そのため、自治体ごとに記載方法や項目が異なります。

移管の際は、必要な情報を漏れなく引き継ぐことが重要です。下記の項目について、できる限り調査し、児童記録票(児童票)に記載し引き継ぐことで、移管先での適切な援助につなげることができます。

| | |
|-----------------|--|
| 基本的事項 | <ul style="list-style-type: none"> 住所 性別 所属機関 氏名 生年月日 家族・親族情報、統柄 |
| 各種診断 | <ul style="list-style-type: none"> 社会診断 行動診断 心理診断 医学診断 |
| 援助指針等 | <ul style="list-style-type: none"> 総合診断の結果と援助指針選択の理由 児童福祉司指導・継続指導の内容 |
| 子供の意見 保護者の様子 | <ul style="list-style-type: none"> 面接内容(意見聴取等措置で子供から聴取した意見は、日時場所、説明方法・内容、聴取内容、子供の反応・様子、所見を記載) 保護者等の言動 |
| 児童相談所の 指導・助言 | <ul style="list-style-type: none"> 子供や保護者等に指導・助言した事項 児童福祉司指導・継続指導の経過 |
| 過去歴 | <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所歴 家庭裁判所・警察係属歴 子供家庭支援センター歴 施設入所歴 |
| 子供の状況 | <ul style="list-style-type: none"> 母子手帳、保健センター情報からの子供の発育の経過、乳幼児健康診査歴等の情報 就学・就園歴、子供の育ちの過程でのエピソード(入院など)、子供の発育への保護者の思いなど 子供の性格・行動の特徴、障害(障害者手帳)の有無、病歴、効果的だったアプローチ方法・関わり方のポイント、援助内容のノウハウ 限界線の設定(どのようなリスクが積み重なれば援助方針の転換を行うか) |
| 保護者の状況 | <ul style="list-style-type: none"> 就労状況、職業、経済状況 成育歴、性格、価値観、家族、親族や近隣との人間関係 医療情報、障害(障害者手帳)の有無、病歴 効果的だったアプローチ方法・関わり方のポイント、援助内容のノウハウ 限界線の設定(どのようなリスクが積み重なれば援助方針の転換を行うか) |
| 親族の状況 | 同上 |
| 関係機関情報 | <ul style="list-style-type: none"> 所属機関や関与機関の子供・保護者評価 |
| 利用できる資源 | <ul style="list-style-type: none"> 家庭内外におけるキーパーソン、利用できる社会資源の名称・連絡先等 |

※児童相談所運営指針 第3章 第3節 4.調査事項 及び「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」(平成22年9月30日付児童総発0930第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)の「4.安全確認における基本事項」を参考に作成

アセスメントシートに準拠した移管・情報提供の判断

移管・情報提供の取扱いは、原則として全国ルールに基づき行います。

個別の対応については、全国ルールを共通理解としつつ、実際の状況を考慮して、移管元と移管先の児童相談所が十分協議した上で決定します。移管・情報提供の決定に当たっては、その判断の理由・アセスメントの根拠を必要書類に明記します。

全国ルールの移管・情報提供の判断の目安

一時保護決定に向けてのアセスメントシート

| | |
|--|--|
| ① 当事者が保護を求めている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ② 子ども自身が保護・救済を求めている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ③ 保護者が、子どもの保護を求めている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ④ 状況が差し迫っている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ⑤ 継続しないならならぬ性的虐待の疑いが濃厚である | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ⑥ 保護者から「このままでは何をしても安全からない」、「殺してしまおう」といった発言がある | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ⑦ 子どもから「保護者に殺されそう」、「保護者が殺してしまおうと言っている」などの発言がある | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ⑧ すでに虐待による重大な結果が生じている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ⑨ 性的虐待(性文、性的行為の暴露、接触、他感伝達行為) | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ⑩ 外傷(外傷の種類と箇所) | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ⑪ 虐待被害、虐待、暴行、暴行被害、() | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ⑫ 衣に汚れがこれば、重大な結果が生ずる可能性が高い | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ⑬ 乳幼児 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ⑭ 生命に危険な行為 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ⑮ 性的行為に至らない性的虐待、() | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ⑯ オグレット | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ⑰ 食事を食べられていない、顕著な体重減少 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ⑱ 虐待が繰り返される可能性が高い | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ⑲ 虐待が繰り返される可能性が高い | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ⑳ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㉑ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㉒ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㉓ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㉔ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㉕ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㉖ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㉗ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㉘ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㉙ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㉚ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㉛ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㉜ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㉝ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㉞ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㉟ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㊱ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㊲ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㊳ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㊴ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㊵ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㊶ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㊷ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㊸ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㊹ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| ㊺ 虐待による被害の状況が子どもに表れている | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |

①～⑤に該当すれば原則対面引継で移管

①～⑦に該当すれば原則移管の対象

⑧に該当すれば情報提供(ただし児童相談所の直接的援助が必要な場合は移管を行う)

アセスメントシートの記載例

① 衣に汚れがこれば、重大な結果が生ずる可能性が高い はい いいえ

乳幼児

⑬ 生命に危険な行為

例：頭部打撃、顔面攻撃、首締め、揺さぶり、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、揺れさせる。()

⑮ 性的行為に至らない性的虐待、()

⑯ オグレット

例：ご飯を食べられていない、顕著な体重減少

主新は心理的虐待(子供の面前での実父母の口論)。実母は実父と既に離婚・別居しており虐待者(実父)からの分離が図られている。母方祖父母の支援があり、母方実家での母子の生活も安定している。

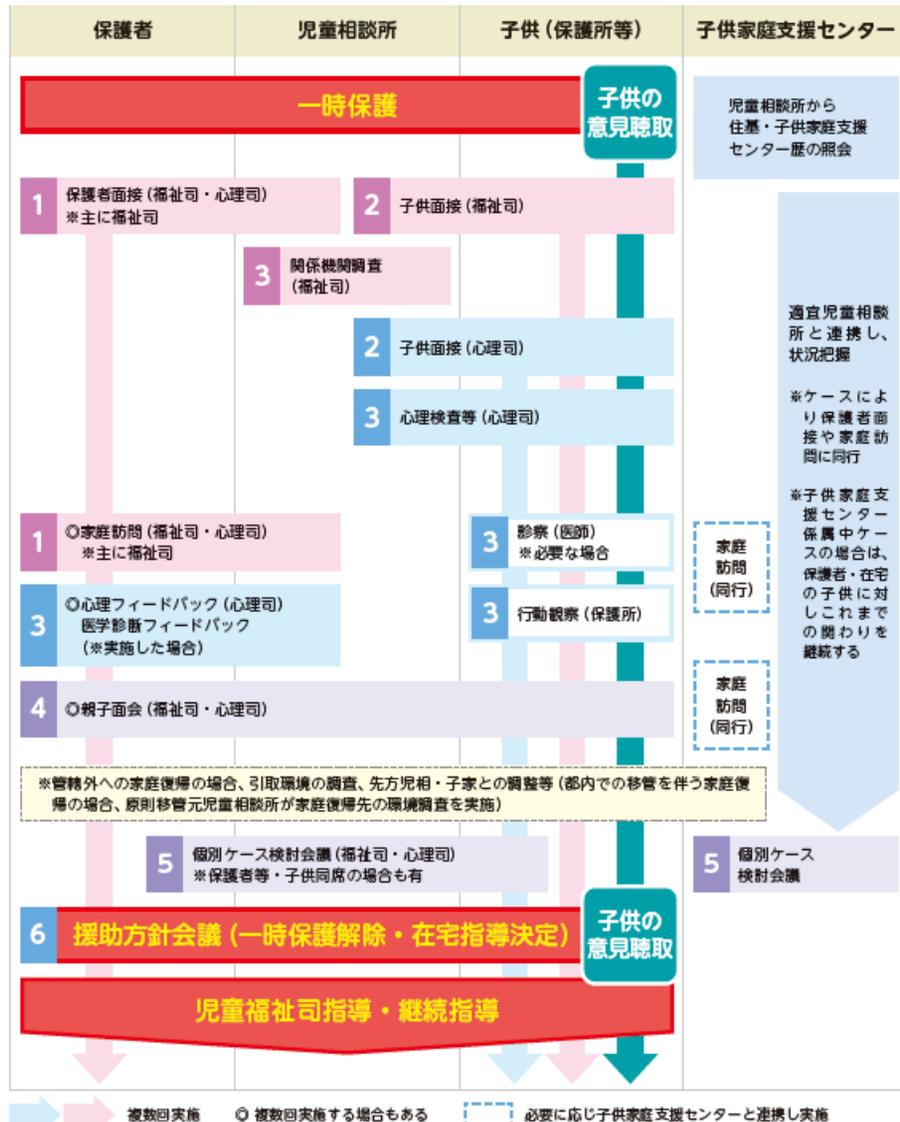
※備考欄に、移管・情報提供の判断の理由・アセスメントの根拠を記載する。

ケース移管・家庭復帰等の手続きに係る共通認識のポイント冊子(案)

家庭復帰の流れ(一時保護から)

子供が一時保護された後、家庭復帰するまでの児童相談所・子供家庭支援センターの基本的な対応の流れを、下の図にまとめています。

※全てのケースがこの流れに当てはまるわけではありません。状況により、下記1～5の順番は前後することもあります。



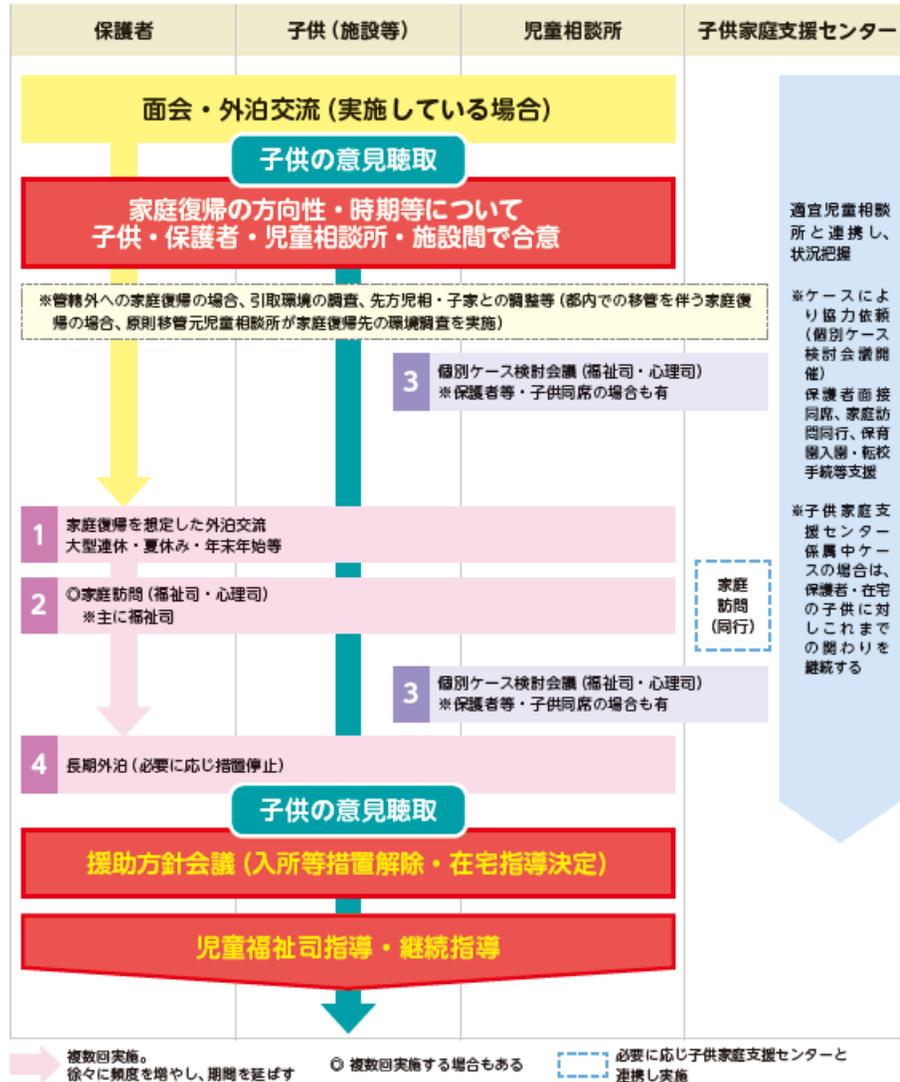
下の表は、子供が一時保護されてから家庭に戻るまでの各段階で、児童相談所や子供家庭支援センターが具体的にどのような対応を行うかを示しています。表中の番号は、P9の図の各ステップと対応しています。

| | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 保護者面接 | <ul style="list-style-type: none"> 一時保護に至る状況の確認・原因の振り返り 子供の成育歴、保護者の成育歴の確認、これまでの養育の振り返り、養育環境・活用できる社会資源の確認 再発防止のための改善策の検討 |
| 2 | 子供面接 | <ul style="list-style-type: none"> 一時保護に至る状況の確認・原因の振り返り 子供の成育歴の確認、保護者への気持ち、今後の生活に関する意向の確認、子供の意見聴取 再発防止のための改善策の検討 <p>*心理司の子供面接には、上記のほか診断や心理ケア等も含まれる</p> |
| 3 | 調査・各種診断 | <ul style="list-style-type: none"> 心理・医学診断のフィードバックにより、子供・保護者が、子供の特徴への理解を深める 通院先への保護者の医療情報確認・虐待カウンセリング(保護者の医師面接)等により、保護者の状態を把握 所属・関係機関への調査により、所属・関係機関からの保護者・子供の評価を把握 各種診断(社会・心理・医学・行動)により、子供・家庭の問題の本質を分析、最善の援助を検討 |
| 4 | 親子面会 | <ul style="list-style-type: none"> 再発防止のための改善策を親子・児童相談所間で共有 子供の気持ち、希望を伝える 親子関係の変化の確認 |
| 5 | 個別ケース検討会議 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の関係機関と、児童相談所の対応経過・アセスメントの結果・再発防止のための改善策・家庭復帰の時期を共有 家庭復帰の際、子供が一時保護された時とは違う支援(者)が入っていることを確認 家庭復帰後の地域での支援体制の構築・役割分担、次に危機的状況が起きた時の対応を確認 同居家族の変化(家族構成の変更等)を関係者間で速やかに共有することを標準化 |
| 6 | 一時保護解除 | <ul style="list-style-type: none"> 保護者・子供に、今後の児童相談所・地域の関係機関の関わり方、関与の見通しを伝える 解除後は在宅指導となるが、在宅生活状況を鑑みて、指導解除(児童相談所関与終了)となる旨を説明 |

ケース移管・家庭復帰等の手続きに係る共通認識のポイント冊子(案)

家庭復帰の流れ(施設等から)

施設等入所中の子供が家庭復帰するまでの、児童相談所・子供家庭支援センターの基本的な対応の流れを、下の図にまとめています。施設等からの家庭復帰にあたっては、段階的に親子交流を進め、その都度アセスメントを行います。家庭復帰の際は、所属機関が変わるなど子供の生活環境が大きく変わるため、特に学齢期の子供の家庭復帰の場合は、学期の区切りや、進級・進学等の年度替わりのタイミングで家庭復帰を目指すことが多いです。
※全てのケースがこの流れに当てはまるわけではありません。



下の表は、施設等入所中の子供が、家庭復帰の方向性が定まってから家庭に戻るまでの各段階で、児童相談所や子供家庭支援センターが具体的にどのような対応を行うかを示しています。表中の番号は、P11の図の各ステップと対応しています。

| | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 外泊交流 | <ul style="list-style-type: none"> ● 子供、保護者と面接等を通じ外泊交流の状況を確認(施設も子供から状況を確認) ● 親子関係の変化の確認 ● 保護者、子供が親子で生活するイメージを持つ ● 家庭復帰後の生活で起こりうる課題を把握、解決策を検討 |
| 2 | 家庭訪問 | <ul style="list-style-type: none"> ● 外泊交流中の状況を直接確認 ● 親子関係の変化の確認 ● 保護者、子供が親子で生活する具体的なイメージを持つ ● 家庭復帰後の生活で起こりうる具体的な課題を把握、解決策を検討 |
| 3 | 個別ケース検討会議 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の関係機関と、児童相談所の経過・現在のアセスメントの結果・再発防止のための改善策・家庭復帰の時期を共有 ● 家庭復帰の際、入所等措置開始時とは違う支援(者)が入っている、または家庭状況・子供の状況が変化していることを確認 ● 家庭復帰後の地域での支援体制の構築・役割分担、次に危機的状況が起きた時の対応を確認 ● 同居家族の変化(家族構成の変更等)を関係者間で速やかに共有することを標準化 |
| 4 | 長期外泊 | <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭訪問、面接、所属先調査等で生活状況を確認 ● 外泊中に生活状況が一定程度落ち着いていれば、そのまま入所措置解除、在宅指導へ切り替え ● 保護者・子供に、今後の児童相談所・地域の関係機関の関わり方、関与の見通しを伝える ● 解除後は在宅指導となるが、在宅生活状況を鑑みて、指導解除(児童相談所関与終了)となる旨を説明 |

子供の意見聴取について

子供の意見又は意向を勘案し措置等を行うため、在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等(措置等の解除、停止、変更、期間更新時も同様)に、意見聴取を実施します。

特定妊婦に関するルールの新設

特定妊婦の取扱いを東京ルールに新たに設け、東京ルール及び共有ガイドラインに以下の内容を追記

① 児相に特定妊婦の情報が入った場合

- ・ 児相が受理した特定妊婦相談は原則全てのケースを「送致」対象とする。
- ・ 児相が特に将来的に児相機能が必要だと判断したケースについては、子家へ「送致」とともに、**児相は当所判断にて再度受理し、子家と連携し必要な対応を行う**（その場合、子家から児相への援助要請の手続は省略する。）。



② 子家に特定妊婦の情報が入った場合

- ・ 特定妊婦のうち、「特に将来的に児相機能が必要と考えられるケース」は援助要請の対象とする。



東京ルール及び共有ガイドライン改定の概要

- ▶ 援助要請を受けた児相は、乳児院入所や里親委託等を見据えたその後の対応に備えるとともに、必要な対応を子家へ助言する
- ▶ 子家への助言内容、特に将来的に児相機能が必要と考えられるケース等について共有ガイドラインに記載

【児相が援助要請を受理した際に、子家へ行う助言(例)】

- 生活基盤(衣食住)が安定しているかの確認についての調査方法・内容の助言
- 新生児を養育できる家庭環境にあるかの家庭訪問調査についての助言
- 妊婦及びその家族が安全に新生児を養育できるか(誰が、どこで、新生児を養育しようと考えているかの調査含む)のアセスメントについての助言
- 支援方針の見直しを行う状況や関係機関の役割分担についての助言

【特に将来的に児相機能が必要と考えられるケース】

- 関係機関の働きかけがあっても妊婦に出産後の養育意思がなく、他に養育できる親族等も見込めない場合
- 関係機関の働きかけがあっても出産後の児童虐待のリスクが非常に高い場合

例:妊婦健康診査の未受診、育児用品等の準備など出産後の育児環境が十分に整っていないこと、育児に関する知識や育児への適切なサポート体制の不足等により、出産後の乳児の安全及び健全な発育を保障することができていない場合

参考:一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル第2章3(3)エ 児童虐待を受けるおそれがある場合〇具体的な考え方等

【留意点】

- 特定妊婦の支援者(区市町村・児相等)は、どのような状況になれば支援方針の見直し(児相への援助要請を検討、在宅養育ではなく親子分離等の検討等)を行うかを明確にしておく必要がある。 8

性的虐待対応に関する共有ガイドラインの見直し

子家センが性的虐待の通告を受けた場合、援助要請前置とせず、子家センとして可能な限り調査を行った上で、基本的には児相へ「送致」を行う旨、以下のとおり共有ガイドラインに追記

- 子家が性的虐待(ネグレクト(性)含む)の通告を受けた場合、通告元に対し、通告の具体的内容を確認(※1)するなど、一義的窓口である子家として、可能な限り調査(※2)を行う。
- その上で、子供や親への聞き取りを行う場面においては、専門的機能を持つ児相が主担当として対応する必要があるとして、基本的には児相へ「送致」を行う。なお、緊急性が高く時間的猶予がない場合等には、調査と並行して児相への「送致」の連絡を行う。

(※1) 誰が、いつ、どのような流れで被害の開示・虐待の疑いを把握したか、子供から開示があった場合は、実際に子供が何と言ったか(可能な限り逐語の形で聞き取る)

(※2) 所属情報、所属が把握している保護者情報、きょうだいがいる場合はきょうだいの情報等、周辺調査含む

- なお、調査方針について児相・子家間で協議の上、ケースの内容によっては援助要請で対応する場合もある。

【援助要請として想定されるケース例】

- ① 子供への直接的性暴力被害以外の性的虐待疑い
ポルノ情報を見せる・目に触れるところに放置する等
- ② 何らかの性被害発生を疑わせる(示唆する)発言等
異性の保護者との入浴(年齢・子供の違和感を確認)、風呂で体を洗われる・洗わされる(内容不明確)、入浴・トイレ・着替えを覗かれる(疑い含む)、年長の異性が裸でうろうろする・性器が見えている(疑い含む)、下着を盗まれる等

東京ルール及び共有ガイドライン改定の概要

- 援助要請の上、子供の初期面接を行った結果、具体的被害事実が疑われる場合は、専門的機能を持つ児相が主担当として対応する必要があるとして「送致」を行う。
- また、児相が援助要請を受けた場合であっても、刑事事件として立件が想定される場合や、児相による被害確認面接を行う場合、一時保護等の必要がある場合は、児相が主担当機関として判断・対応する。
- 刑事事件として立件が想定される虐待事例についての留意点を以下のとおり追記
 - 令和5年刑事訴訟法改正により、性犯罪被害者等の供述やその状況を録音・録画を同時に行う方法により記録した記録媒体について、一定の要件の下、証拠能力が認められることになった(令和5年12月12日こども家庭庁通知「児童虐待事案に係るこどもの心理的負担等に配慮した面接の実施に当たっての記憶の汚染防止等の留意点について」参照)。そのため、刑事事件として立件が想定される虐待事例については、以下の点に留意が必要である。
 - ① 子供による被害開示等の情報開示の状況等を適切に記録すること。
 - ② 協同面接(警察、検察、児相が連携し、子供の心理的負担を軽減しつつ、専門的訓練を受けた代表者1名が子供と面接する手法)実施までの間に、誘導や暗示を用いるなどして記憶の汚染を生じさせないこと。

子家センから児相への連絡調整等に関する共有ガイドラインへの追記

以下の内容について、共有ガイドラインに追記

- ✓ 援助要請や送致の目安とする共通のツール等の活用方法
- ✓ 送致・援助要請の際、子家が児相に伝える項目の具体例
- ✓ 一時保護の必要性に関する留意点
- ✓ 子家から児相への連絡調整に関するポイント

【送致の判断基準】

- 「送致」の判断基準として、「リスクアセスメントシート」、一時保護を求める場合は「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」「一時保護に向けてのフローチャート」も活用する。
- 送致・援助要請の連絡調整の際、子家・児相双方がリスクアセスメントシートを活用する。
(一時保護を求める場合は一時保護決定に向けてのアセスメントシート・フローチャートも活用)
※ 連絡調整の際は、必要に応じオンライン協議を活用

【留意事項】

- 児相は、子家から一時保護を求める内容の「送致」を受け対応した結果、一時保護を行わない場合、子家に丁寧に説明(必要に応じ「リスクアセスメントシート」「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」等の共通ツールを用いる。)を行い、今後在宅で調査・支援を行う上での児相と子家の役割分担について協議を行う。その際オンライン会議等も活用し、適切な情報共有・連携に努める。

東京ルール及び共有ガイドライン改定の概要

送致・援助要請の際、子家が児相に伝える項目

| | | |
|---|-------------------------|---|
| ① | 基本情報 | 住所、氏名、生年月日、所属等世帯員全員の情報、子家歴、きょうだいの受理状況 |
| ② | 送致・援助要請の理由 | 送致:児相機能の何が必要か / 援助要請:児相のどの関わりが必要か |
| ③ | 送致に至る経過 | <ul style="list-style-type: none"> • 受理日、主訴、相談経路、相談内容、過去歴 (いつ、どこから、どのような相談・通告を受け、いつ受理したか) • 子家の対応経過 (どのような調査・指導助言をし、保護者・子供の状況は怎么样了か、子家での対応が難しい場合はその理由を、具体的に) • 虐待の場合、虐待内容・頻度が具体的にわかる資料 (傷痣等、写真等のデータの即時送付、体重増加等の具体的な数値、診療情報提供書等) • 子家の見立て(子供・保護者の評価)、子家が調査した所属、関係機関の子供・保護者の評価 • 子家が把握している親族の情報、子供の気持ち・意向(子供の具体的な発言内容、帰宅拒否の場合はその具体的理由) • 子供の最終安全確認日、安全確認の方法 • 送致連絡時点での子供の現在地、具体的状況 |
| ④ | 子家が送致・援助要請が必要だと判断したポイント | |
| ⑤ | 子家のリスク評価 ※ 虐待の場合 | |
| ⑥ | 時間的制約 | 下校時刻、お迎えの時間等 |

※緊急度に応じ、実際の送致・援助要請場面で伝える項目は取捨選択する。子家は、情報が揃わないことを理由に送致の連絡を遅らせない。¹²

東京ルール及び共有ガイドライン改定の概要

一時保護の必要性に関する具体的な留意点

● 一時保護以外の分離の可能性があるか

保護者の不調による養育負担や、親子の関係不調が原因の場合等で、一時保護所での行動観察・心理診断等が必ずしも必要としない(在宅での調査が可能)と判断される場合に、親族による一時的な養育が可能か、虐待者以外の大人と一緒に避難できる先があるか、ショートステイの活用等を検討する場合もある。

● 一時保護についての子供の同意があるか

子供の明確な拒否があり、一時保護先への移送や一時保護先での安定した生活が困難である時は、別の対応を検討する場合もある
例)訪問・呼出等で保護者と面接し虐待について注意喚起を行う。緊急時のSOSの出し方を具体的に子供に教え、翌日に学校等で面接を実施し状況を確認する。主担当機関が中心となり、安全確認の方法、子供の状況を把握する方法について、関係機関と事前に確認しておく。
例)訪問・呼出等で保護者と面接し、虐待について注意指導を行う。子供又は虐待者のみ親族宅へ避難させる等の分離を図る。
なお、子供の同意は一時保護の要件ではないため、児相が一時保護が必要だと判断した場合は、一時保護先での具体的な生活や一時保護の必要性について子供に丁寧に説明し、一時保護の同意が得られるよう説得する。

● 一時保護の場合、一定程度生活の制約がある

基本的にスマートフォン・携帯電話は使用制限有、集団での生活(他者と共同利用の生活部分がある。)となること、自由な外出は不可、学校への登校も在宅での生活とは同じようにはできない場合があること等、生活に制約があることを説明する。

● リスクアセスメントシート等によるリスク評価

リスクアセスメントシートは、「S」は一時保護または立入り調査を前提に対応、各項目が左側にチェックがつくほどリスクは高いと判断する。(特に、年齢が低い=リスク高 虐待重症度高=リスク高 指導しても繰り返す=リスク高)

● 一時保護先について

子供の年齢・特徴・状態等によって、一時保護所での一時保護ではなく、乳児院・病院・児童養護施設・養育家庭等に一時保護委託となる場合がある(一時保護所へ保護する調整とは別の調整方法となる。)

● 限界線の設定

個別ケース検討会議等で、リスク評価に関し現行水準から一段引き上げるべき限界線(次に何があれば一時保護を検討するか。)を設定し、関係者間で共通の危機管理意識を持つ。

東京ルール及び共有ガイドライン改定の概要

子家から児相への連絡調整に関するポイント

送致・援助要請に関する事項

- 送致の事前協議において、児相が子家に再検討・再調査を提案しているのか、児相が緊急受理会議を開催し対応を進めているのか等の現在の状況を適宜伝え、児相と子家はコミュニケーションを密にし、認識の齟齬が生じないようにする。
- 「送致」の前提として必ずしも「援助要請」の手続を経る必要はない。
- 子家から「送致」を受けた場合、児相は、子家の「組織判断」であることを踏まえ、原則受理する。

子家の子供の任意に基づく移動の同行支援に関する事項

- 一時保護決定前の調査段階における一時保護の要否判断のための子供面接に際し、子供の任意に基づく移動の同行支援への子家の協力は義務ではなく、子家の判断による。
- 児相が子家の協力を依頼する際は、子供の状況を第一に考え丁寧な協議を行い、児相・子家間での協議の過程をそれぞれが記録に残しておく。なお、一時保護決定後の子供の移送は原則児相職員が行う。

通知に関する事項

- 児相の対応が不十分、又は援助が滞っていると考えられ、子供にとって著しい不利益が生じていると子家が判断した場合には、ためらうことなく「通知」を行う。

児相から子家センへの連絡調整等に関する共有ガイドラインへの追記

以下の項目について、共有ガイドラインに追記

- ✓ 送致における児相と子家の役割分担
- ✓ 児相から子家への連絡調整に関するポイント
- ✓ 「泣き声通告等」不明ケースの送致に関する基本的考え方

送致における児相と子家の役割分担

(児相が、東京ルール・例示③による子家への送致を検討するケース例)

- 子家が関与中又は関与歴があり、長期的に見ると身近な支援が入ることが適していると判断されるケース
- 子家が関与中又は関与歴があり、児相への拒否感は強いが子家の受け入れは良好、又は子家への相談意欲があるケース等

(子家が送致協議を受けた際、児相との役割整理を検討するケース例)

- 子家と良好な支援関係が長期に継続している場合や、子家と同組織(ex.こども家庭センター母子保健機能等)で既に関与がある場合等で、子家が介入的に関わることで、これまでの支援の継続が困難になることが予想されるケース(このようなケースでは、個別ケース検討会議を開催し、児相・子家の役割分担を整理の上、情報共有を行うことが重要である)
- 通告歴が複数回あり、保護者が拒否的で子家の指導に応じず、子家での対応が困難なケース
- 子供に心理的影響が出ている等、児相機能が必要と判断するケース
- 子家への拒否感は強いが児相の受け入れは良好又は児相への相談意欲があるケース

東京ルール及び共有ガイドライン改定の概要

児相から子家への連絡調整に関するポイント

協力依頼に関する事項

- 児相から子家へ、協力依頼を出す意図を丁寧に伝える。
- 子家の関与がないケースについて児相が終結するに当たり、地域への情報共有を目的とした個別ケース検討会議の開催依頼を行う場合も対象となる。
- 児相は終結の方向性であるが、地域での一定期間の援助を目的とし、児相から子家へ繋ぐ場合も対象となるが、協力依頼の趣旨を事前協議の際に丁寧に説明し、子家の理解を得ておくとともに、児相の終結方針(終結予定日等)について、子家を含め関係機関と共有しておく必要がある。

家庭復帰前の個別ケース検討会議に関する事項

- やむを得ず家庭復帰前に個別ケース検討会議を開催できない場合でも、児相は、最低限、子家に一時保護を解除する旨の連絡を入れ、状況を説明するとともに、各関係機関には個別に経過説明を行う等、丁寧に対応する必要がある。

手続の簡素化

東京ルール・共有ガイドラインの記載内容・様式の一部変更

- 「送致書の手渡し」に係る記述を削除、「必要に応じて、ケースの内容や状況について対面又はオンラインで説明するなど、十分コミュニケーションをとる」、旨を共有ガイドラインに追記
- **送致書等の様式の一部変更** 援助要請書・送致書・通知書・情報提供書等の様式を一部変更

【主な変更点】

- 記入項目を一部簡略化
- 添付書類の「世帯票」を削除
- ケース概要・対応経過は「別紙のとおり」と記載し資料添付も可
- 援助要請書・情報提供書・協力依頼書から、児童相談所使用欄及び子供家庭支援センター使用欄を削除

- 「リスクアセスメントシート」の入力シートの修正
カーソルを当てると、使用上の留意点に記載の具体例・ポイントが表示されるようエクセルシートを変更
- 「リスクアセスメントシート使用上の留意点」の修正
現行のものは留意点と具体例が混在しているため記載内容を整理
- **一時保護決定に向けたアセスメントシート(統合版)を掲載**
一時保護決定に向けたアセスメントシート・フローチャートを一体化し、東京ルールのアセスメントシートの参照項目を記載

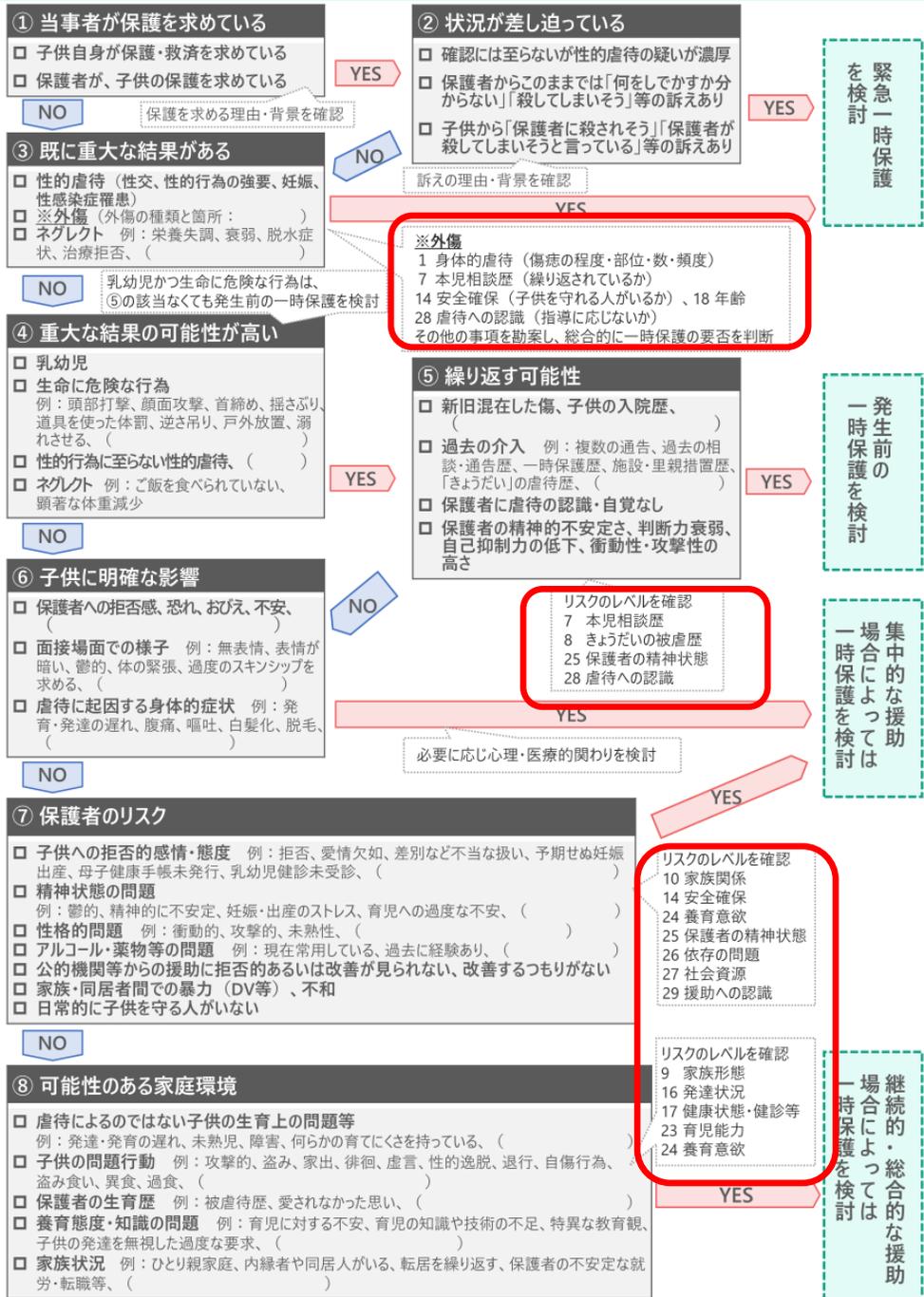
東京ルール及び共有ガイドライン改定の概要

一時保護に向けてのフローチャート（統合版）

作成日： 年 月 日
児童名：

一時保護に向けてのフローチャート（統合版）

- 子家が送致・援助要請を検討するに当たっての参考資料
- ①～⑧の各小項目の中で、一つでもチェックが付いた項目がある場合、YESをたどる（例えば「外傷」という項目にチェックがあれば③はYES）。
- ③⑤⑦⑧の吹き出しは、特に調査・評価が必要な項目であり、東京ルール別添2「リスクアセスメントシート」の参照項目である（東京ルール別添2「リスクアセスメントシート」にて、より詳細なリスク評価が可能。リスクアセスメントシートのSに該当する場合、緊急介入を検討）。



※ 場合によって一時保護を検討する際は、「虐待を受けるおそれがある場合」（児童福祉法施行規則第35条の3第1号）に該当するかどうかを検討することに留意する

協議におけるオンラインの活用促進

- ✓ 東京ルール「2 基本的対応」に、「個人情報の取扱いに留意しつつ、必要に応じてオンライン協議を活用する」旨の追記
- ✓ 以下の連絡調整等におけるオンライン協議の活用について、共有ガイドラインに追記
 - 援助要請・送致に係る連絡調整
 - 子家から一時保護を求める内容の「送致」を受け児相が対応した結果、一時保護を行わない場合に、在宅で調査・支援を行う上での児相・子家の役割分担についての協議
 - 区市町村送致の事前協議(送致理由・調査、指導のポイントの丁寧な説明が必要な場合)

その他事項

- ✓ 児童福祉法等の法令改正に伴う修正
- ✓ 「児童相談所運営指針」、「子ども虐待対応の手引き」の改正、「こども家庭センターガイドライン」制定等に伴う修正
- ✓ 要保護児童等に関する情報共有システム導入に伴う修正

入所調整システムの構築について

都全体での児童養護施設の入所調整一元化を目指し、令和8年度に入所調整システムの構築、令和9年10月からの本格運用開始に向けて、今年度は4つのWG（都児相、区児相、事業団施設、民間施設）を設置し、取組を推進

入所調整システムの目的

- 現在、児童養護施設への入所を調整するに当たって、児童相談所は対応に時間と労力を要している。また、児童養護施設も各児童相談所からの入所依頼への対応に時間を要する状況が課題となっている。
- 職員の業務負担を軽減するとともに、優先度の高い児童の円滑な入所の実現や、都区連携による東京全体での適切な受け入れ先の確保を推進することで、より効果的な支援体制の実現を目的とする。

入所調整システムの将来像

業務効率化による児童相談業務の充実・強化

- ・ 可視化された入所予定児童の情報や児童とマッチング情報等を基に、入所調整の効率化を図り、児童等への相談業務の充実・強化を図る

柔軟性と安全性を備えたシステムの実現

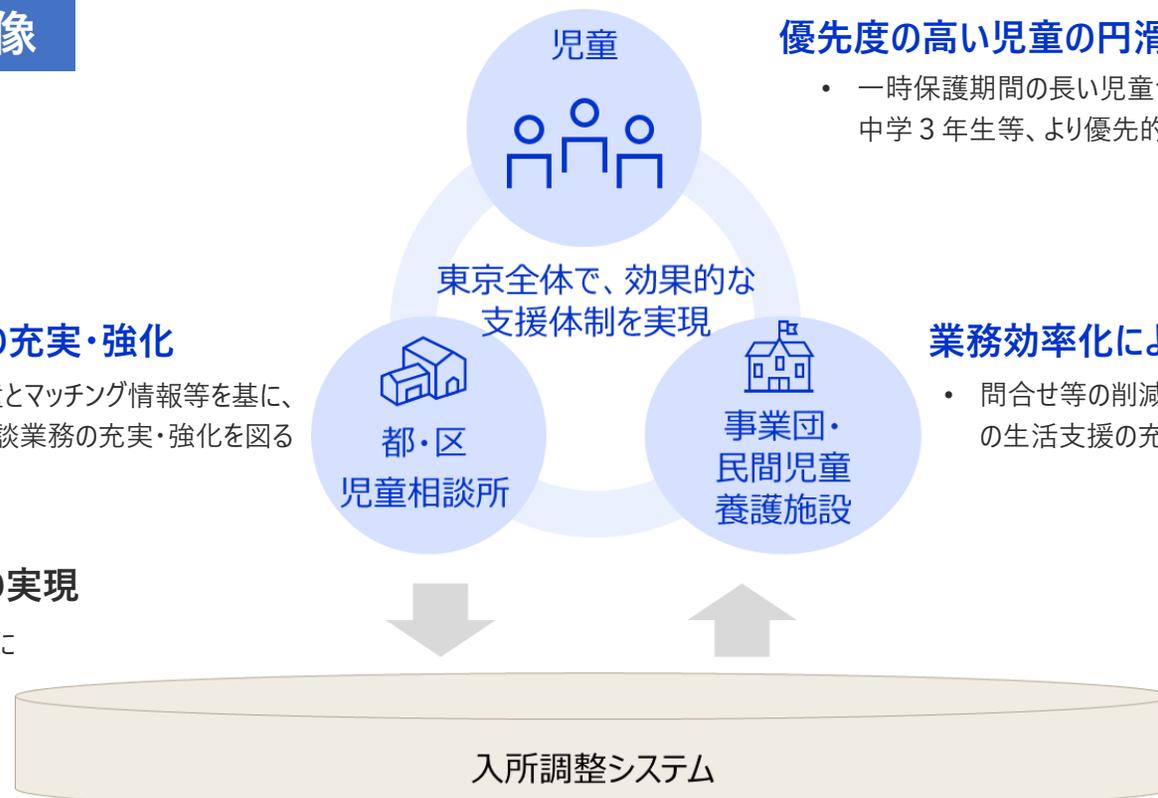
- ・ 運用の改善や都の新たな施策といった変化に対応可能な柔軟なシステム構成を実現
- ・ 取り扱う情報を意識した最適なセキュリティの担保

優先度の高い児童の円滑な入所

- ・ 一時保護期間の長い児童やきょうだいの再統合、高校受験を控える中学3年生等、より優先的に入所すべき児童から入所できる運用へ

業務効率化による児童の生活支援の充実・強化

- ・ 問合せ等の削減など、入所調整業務の効率化により、児童の生活支援の充実・強化を図る



入所調整システムの構築について

令和7年度の取組状況

業務分析

- 現行業務の整理や児相向け・施設向けの職員アンケートを通じて、**現行業務の課題を可視化**
- **全8回のWG**での議論を通じて、**現行業務の課題を整理し、解決策・システムの方向性を検討**

基本構想策定

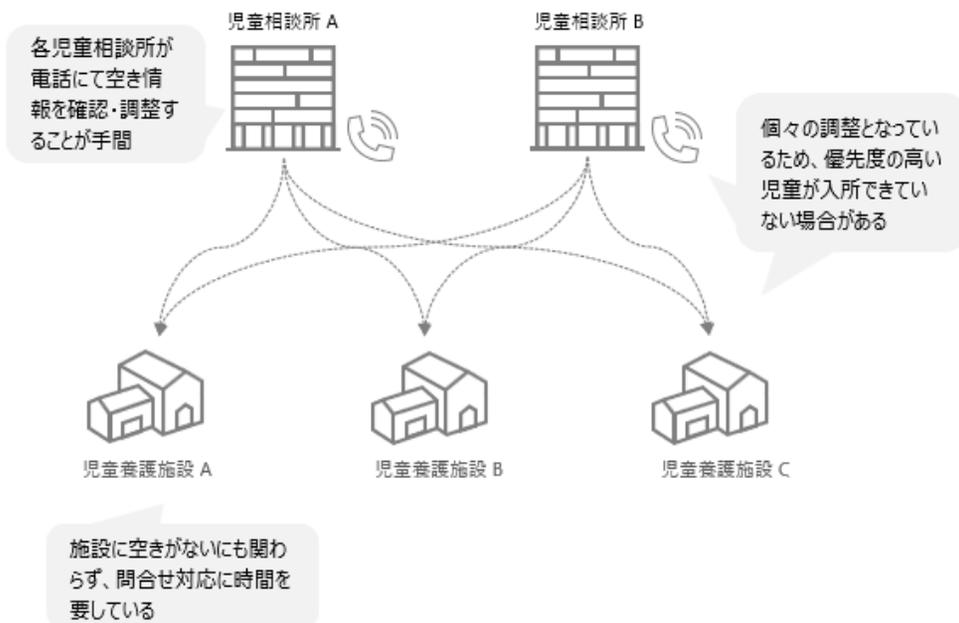
- 入所調整システムのあるべき姿や構築方法の検討、新業務フロー等を整理

要件定義

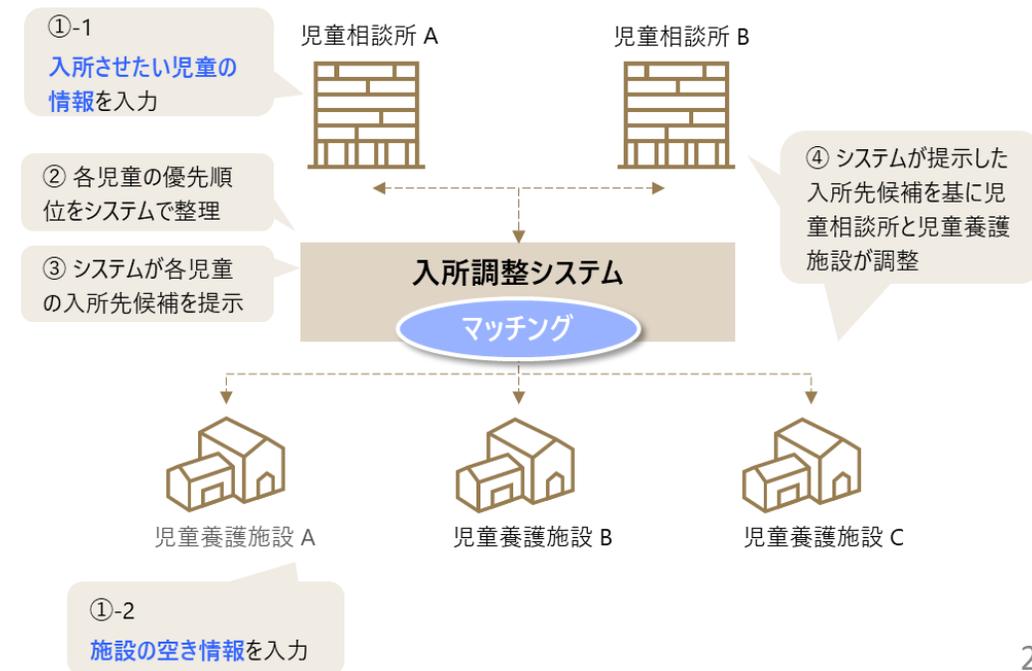
- **全8回のWG**での議論を通じて、**それぞれの立場からのシステムへの要望を整理し、要件定義を取りまとめ**

入所調整システムの運用イメージ

< 現行の運用イメージ >

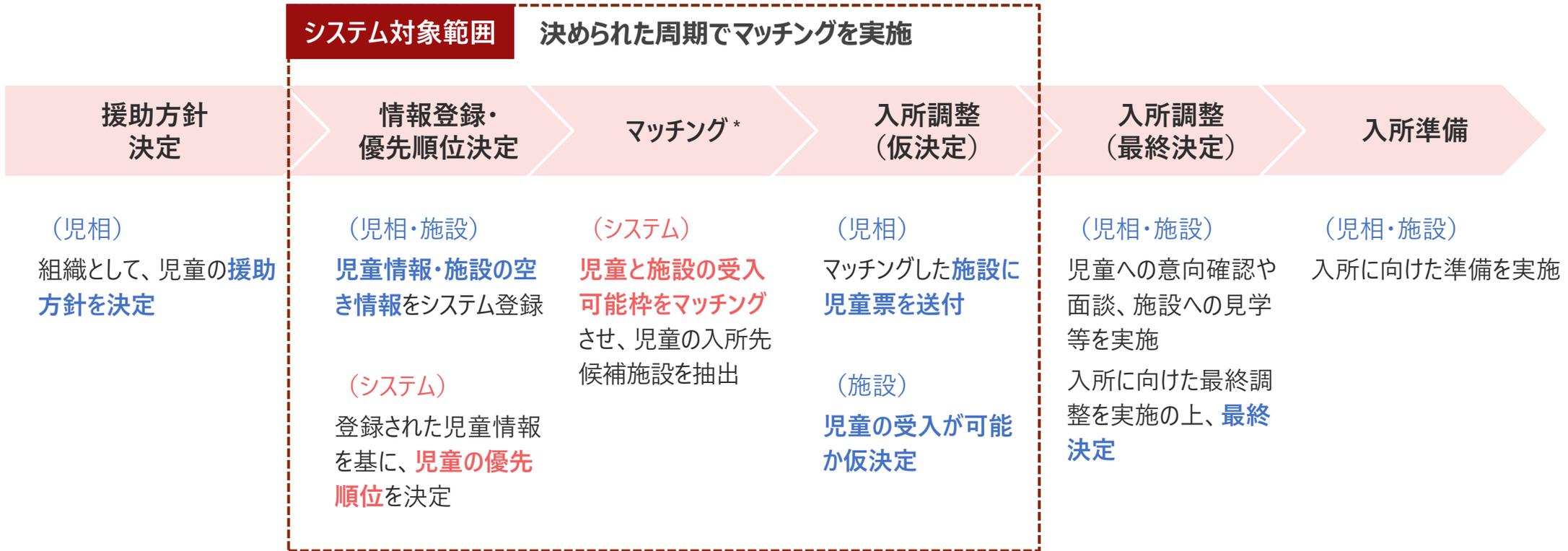


< 新運用イメージ >



入所調整システムの構築について

入所調整システムの運用フロー



令和8年度以降の取組予定

令和8年度予算額：312,766千円

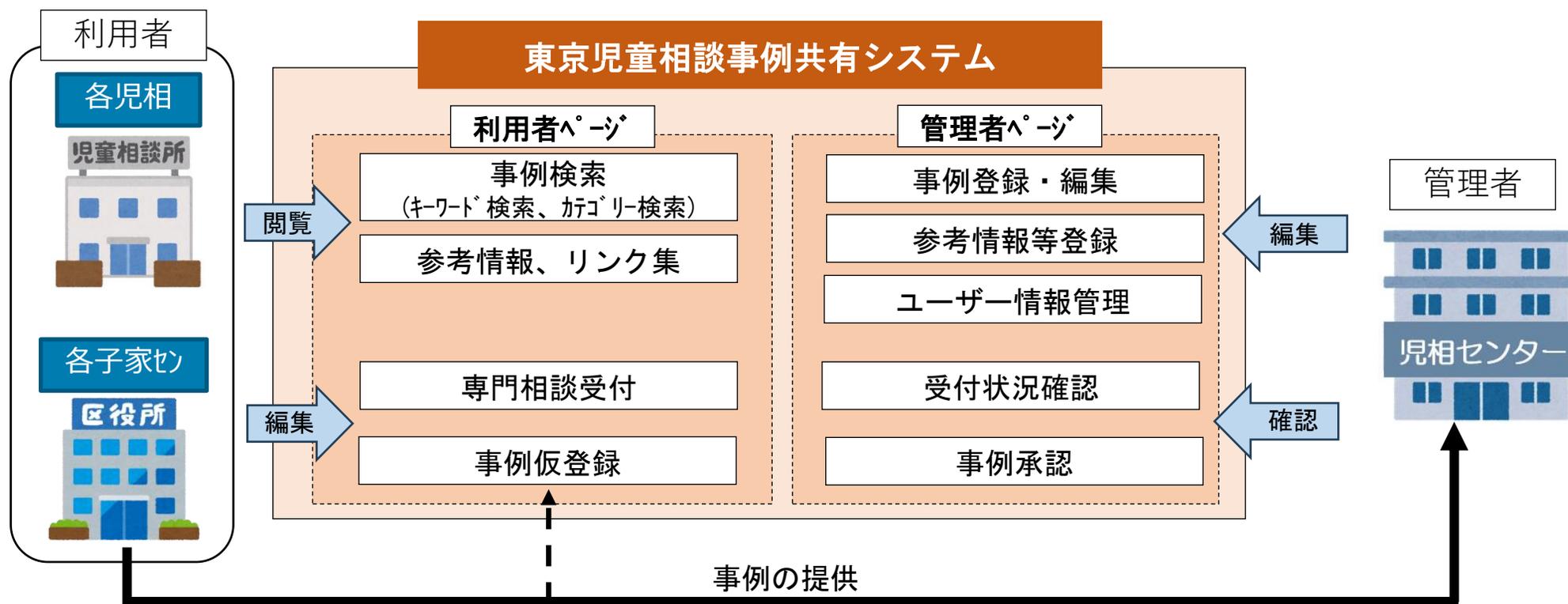
- 令和8年度は、各区のシステム部門と連携しながら、システムの設計・構築を実施
- 引き続き、都児相・区児相・事業団施設・民間施設で意見交換しながら、システム運用に係るルールを策定
- 令和9年度前半にテスト運用や操作研修を実施の上、令和9年10月から本格運用開始を予定

東京児童相談事例共有システム

目的

児童相談業務のノウハウやスキルを効率的に蓄積・継承し、困難ケース等に円滑に対応できるよう、都内の児童相談所や区市町村の間で法的対応を含む様々な事例の概要や対応経過などを共有するシステムを構築

システムの全体像



利用者

都立児童相談所、区立児童相談所、子供家庭支援センター等

稼働時間

システム稼働時間：8:00～22:00（システムメンテナンス時間を除く）
※平日・休日・祝日を問わず上記時間で稼働

R8予算額

8,610千円

東京児童相談事例共有システム

ホーム画面

東京児童相談事例共有システム

利用者メニュー

- 事例検索
- 参考情報
- 死亡事例検証
- 法令等リンク集
- 専門相談受付
- 事例登録・登録状況
- システム運用・操作マニュアル
- 問合せ受付
- ユーザー情報

- ホーム
- ログアウト

事例検索

参考情報

死亡事例検証

法令等リンク集

利用者ID : 0

新着情報

一覧は[こちら](#)

| | | | | |
|------------|--------------------|-------|--|---------|
| 2025/11/28 | 93 | 児童相談所 | 【テスト】家庭不安定・ネグレクト・万引き等の問題行動により施設入所と精神科治療を要した自立支援事例 | を掲載しました |
| 2025/11/28 | 91 | 児童相談所 | 【テスト】若年母が妊娠に気づかず自宅で出産。母・ネグレクトで一時保護したが、親族の手厚い支援体制で早々に家庭復帰したケース | を掲載しました |
| 2025/11/28 | 96 | 児童相談所 | 【テスト】アプリで知り合った知人宅への転居に伴い、関係機関と連携して住居確保や情報提供、障害手帳再交付など手続き支援を行った事例 | を掲載しました |
| 2025/11/28 | 94 | 児童相談所 | 【テスト】留学ビザ母子の飛び込み出産と医療的在留延長、ワンウェイパスポート帰国支援の多機関連携事例 | を掲載しました |
| 2025/11/28 | 92 | 児童相談所 | 【テスト】家庭内の虐待及び性被害が希死念慮・自傷行為を招き、面会通信制限・里親委託に至った事例 | を掲載しました |
| 2025/11/28 | 97 | 児童相談所 | 【テスト】外国籍双子の医療的ケアと養育環境確保に向けた多機関連携と在留資格問題への対応事例 | を掲載しました |

お知らせ

一覧は[こちら](#)

| | |
|------------|-------------------------|
| 2025/11/28 | 職場における先進的な取組を更新しました！ |
| 2025/11/28 | 過去の重大事例を更新しました！ |
| 2025/11/28 | システム利用停止のお知らせ |
| 2025/11/28 | 利用者向けシステム操作マニュアルを更新しました |

東京児童相談事例共有システム

システムに掲載する事例

○児相間・子家セン間で共有しケースワークの参考に資する事例

【参考：児童相談体制における現状把握のための調査（令和6年度）】

（都区児相）

Q 事例の蓄積は重要と考えられますが、都区児相間での事例の共有等に関してご要望があれば教えてください

A 重大事案や好事例、立入調査や親権停止事案等を活用できる形で共有し蓄積すべき（5区3都児相）

（子家セン）

Q 様々な事例を共有するためのデータベースがあったら、どのような事例について知りたいと考えますか

A 重症事例や死亡事例、法的対応事例、性的虐待事例、接触拒否や安全確認できない事例、送致（双方向）事案、精神疾患や被虐待歴のある保護者対応の好事例、不法滞在や戸籍取得等外国人対応等（33区市町村）

○令和7年5月に都児相・区児相・子家センに実施したアンケート調査を踏まえ、事例のカテゴリーを整理

事例収集・掲載のポイント

<個人情報取扱い>

○児童票等の情報を個人が識別できないように加工（**行政機関等匿名加工情報**※）

※行政機関等匿名加工情報とは・・・

- ・行政機関が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報（個人情報保護法第60条第3項）・・・ →**個人情報ではない。**

<AIの活用>

- 都児相の事例については、**総合連携課がAIツール（Copilot、Dify）を活用して事例の匿名化・要約化を実施**
- 区市町村にてCopilotやDifyが導入されている場合、求めがあれば**総合連携課がツール活用のサポートを実施**
- ツールが導入されていない等により匿名化・要約化が難しい場合、当面の対応として、**ケース記録の元データを総合連携課に送付**いただければ（住所・氏名等の最低限の個人情報は削除）、**総合連携課がツールを活用して区市町村の掲載事例を作成**

東京児童相談事例共有システム

今後の区市町村への依頼事項

○ ID付与に係る調査

システムへのログインには「所属コード3桁＋任意の8桁」の利用者個人のIDが必要となるため、各区市町村における利用者のID及び氏名について調査

○ 事例提供依頼

各区市町村（子家セン・区児相）における困難事例等の提供を依頼（1機関当たり2～3件程度）

- ・児童票や経過記録の元データ（最低限の個人情報削除したもの）または事例を匿名加工化、要約化したものを区市町村から児童相談センター総合連携課に提供いただきたい

（事例提供に当たっては、個人情報保護法上の整理（※）が必要）

※事例作成の基となる児童票や経過記録等が蓄積されているシステム等の「個人情報ファイル簿」及び「保有個人情報取扱事務登録簿」の利用目的に、他機関との情報共有の趣旨が含まれているか要確認（含まれていない場合は改正が必要）

<都の「児童相談所情報管理システム」における利用目的> ※本システムの稼働に当たり改正「児童に関するあらゆる相談に応じ、調査、診断等に基づいて適切な指導を行うとともに、**都内自治体間における援助方法に関する知見の共有や活用**及び一時保護や施設入所に関する広域的な調整を行う」

スケジュール

2月下旬頃 ID付与に係る調査

3月前半頃：第一次×切 4月中旬：第二次×切

事例提供依頼

元データの場合：4月下旬～5月上旬×切 要約化データの場合：5月下旬～6月上旬×切

3月前半頃 ID付与（第一次×切までにID付与調査に回答のあった自治体）

6月以降 提供のあった事例をシステムに順次登録、掲載

※都児相の事例については随時掲載を行っていく

東京児童相談事例共有システム

参考：ネットワーク構成

総合連携課

見相システム

対応記録
(都見相)

②AIで解析し、
匿名加工化・要約化

対応記録
(区市町村)

AI
(Dify/Copilot)

③事例作成
(行政機関等匿名加工情報)

掲載事例

都区市町村情報
セキュリティクラウド

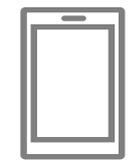
④事例登録

インターネット

事例共有システム

事例
問合せ等

参考情報
死亡事例検証
法令等リンク集
お知らせ



職場用
スマートフォン

クラウドサービス
(アマゾンウェブ
サービス<AWS>)

⑤事例閲覧

都区市町村情報
セキュリティクラウド

区市町村



LGWAN

①メール送付

対応記録

※住所、氏名等の
個人情報削除

児童票等の元データを東京都に送付する場合

令和7年度 合同研修の実施状況

都区共同企画研修

① 中堅層強化

<受講対象者> 都:児童福祉司のチーフ及び課長代理級職員

区:児相・子家セン:係長級職員または、リーダー的役割を担うことを期待される職員

市町村:子家セン:現在、リーダー的役割を担う職員または、今後、担うことを期待される職員

| 回 | 日程 | 講師 | 目的・内容 | 参加者 |
|---------------------|-----------|---------------------------------|---|------------------------|
| 基調講演 | 8/29 (金) | 外部講師 (学識経験者) | 児童相談所・子供家庭支援センターにおける マネジメント・リーダーシップ ～トラウマインフォームドアプローチによる安心安全な職場づくり～ | 都児相38名、区25名、 市町村13名 |
| 【研修会】児童相談所職員務向け | | | | |
| 第1回 | 9/30 (火) | 内部講師 (東京都児童相談所長) | (前半) 講義 ○チームワークの重要性 ○講師の経験談 (失敗含め) ○効果的な声掛けの工夫など (後半) グループワーク ○現在の職務における悩み共有 ○リーダーとして何ができるか分析 ○テーマ別にフリートーク | 都児相21名、区児相5名 |
| 第2回 | 10/20 (月) | 外部講師 (こども家庭庁) | | 都児相20名、区児相5名 |
| 第4回 | 12/5 (金) | 内部講師 (特別区子供家庭支援センター所長) | | 都児相23名、区児相3名 |
| 【研修会】子供家庭支援センター職員向け | | | | |
| 第3回 | 11/17 (月) | 内部講師 (特別区子供家庭支援センター所長) | 同上 | 区3名、市町村5名 |
| 第5回 | 1/15 (木) | 外部講師 (こども家庭庁) | | 区7名、市町村3名 |
| 第6回 | 2/2 (月) | 内部講師 (東京都児童相談所 児童福祉担当統括課長代理) | | - |

【参加者の声】

- ・グループワークを通じ、同じ悩みを抱えているメンバー同士での解決策を考える機会となり大変良かった。
- ・講師や参加者の実体験や職員間のやり取りを具体的に聞けて、このまま頑張れば良いかなと安心できた。
- ・グループでの共有で、1人で悩んでいるわけではないことを知ることができ、明日からの仕事のモチベーションにつながった。

② 先進的取組の共有

<受講対象者> 都児相、区児相及び子供家庭支援センター職員等

| 日程 | 目的・内容 | 参加者 |
|-------------|--|-----|
| 令和9年3月 (予定) | <目的> 児童相談所行政に従事する東京都と特別区の職員が研修を合同で受講し、専門性強化と視野の拡大を図り、「顔の見える関係」を構築する。 <内容> 都内の児童相談所、児童相談分野の先進的な取組を共有 | - |

令和7年度 合同研修の実施状況

都区相互開放研修

① 模擬個別ケース検討会議(都)

<受講対象者> (1)都児相及び区児相:3年目児童福祉司、3年目児童心理司、3年目以上の一時保護所福祉職
(2)区市町村(子家セン):3年目以上の職員(各自治体・各回2名まで)

| 回 | 日程 | 講師 | 目的・内容 | 参加者 |
|-----|-----------|--------------------|---|-------------------|
| 第1回 | 10/23 (木) | 内部講師 (東京都児童相談所 職員) | <目的> 具体的なシナリオに基づき、児相や子家セン等の職員として、実際の個別ケース検討会議を模してグループワークを実施。 児童職員と子家セン職員が共に研修に参加し、互いの役割を交換する等、相互の視点から子供の福祉の実現に向けてケース検討を行うことで、互いの組織の役割への理解を促進する。 <内容> 講義・事例検討・質疑応答 | 都児相16名、区14名、市町村4名 |
| 第2回 | 11/20 (木) | | | 都児相16名、区18名、市町村3名 |
| 第3回 | 12/23 (火) | | | 都児相18名、区17名、市町村6名 |
| 第4回 | 1/20 (火) | | | 都児相19名、区14名、市町村4名 |
| 第5回 | 2/6 (金) | | | — |
| 第6回 | 3/2 (月) | | | — |

- 【参加者の声】
- ・他の職種の役割も体験することができ、それぞれの立場での関わり、支援の難しさを考えることができた。
 - ・他の立場に立ってみることで、地域の機関が何を求めているのか、何があれば納得できるかということを考える機会になった。
 - ・いつもと違う立場で、想像を働かせ、他職種の方にリアルな話を聞きながらワークすることができて刺激になった。

② 面接スキルトレーニング研修(都) <受講対象者> 新任児童福祉司及び児童心理司

| 日程 | 講師 | 目的・内容 | 区参加者 |
|--------------------|--|---|----------------------------------|
| 5月～2月 ※5回のプログラム | 講師：児童相談センター研修専門員 ファシリテーター：児童相談センター業務指導員、都児相職員、区児相職員 | <目的> 新任の児童福祉司及び児童心理司が、面接スキルに関する継続的なトレーニングを行うことにより、児童相談業務に必要な相談援助スキルを習得する。 <内容> ロールプレイを含めた体験型学習※全5回 | 受講生：11名 (5区) ファシリテーター：3名 (3区) |

- 【参加者の声】
- ・同じ職種の新規採用の方たちとの交流の機会がもてるのがとてもよかった。
 - ・同じグループで継続開催のため、都度悩みを相談したり、共有できる場になっていたのがよかった。
 - ・いろいろな児相の人と話をできる機会が少ないので、新たなつながりの中で良い刺激になった。

令和7年度 合同研修の実施状況

③ 司法面接(特別区職員研修所) <受講対象者> 児童相談所、こども家庭センターに勤務する職員子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員

| 回 | 日程 | 講師 | 目的・内容 | 都参加者 |
|-----|-----------------|---------------------------------------|---|------|
| 第1回 | 5/19(月)、5/20(火) | 外部講師(学識経験者)、 内部講師(特別区児童相談所 企画調整係長) | <目的> 児童虐待被害等に係る調査を行うにあたり、関係職員と関係機関がチームを組み、児童の心理的負担等に配慮した面接が適時適切に実施できるよう強化を図る。 <内容> 講義(司法面接の概要)・ミニ面接練習・ロールプレイ | 3名 |
| 第2回 | 7/28(月)、7/29(火) | 外部講師(学識経験者)、 内部講師(特別区児童相談所 児童心理係長) | | 3名 |
| 第3回 | 12/1(月)、12/2(火) | 外部講師(学識経験者)、 内部講師(特別区児童相談所 職員) | | 3名 |
| 第4回 | 12/8(月)、12/9(火) | 外部講師(学識経験者)、 内部講師(特別区児童相談所 職員) | | 4名 |

- 【参加者の声】
- ・三機関が一堂に会する研修が非常に有意義だった
 - ・区の実状の取組を聞くことができ、良いところはもちかえって、取り入れていきたいと思った。
 - ・参加することで都区で現状を共有することは、相互に良い影響があると思った。

④ 児童心理司リーダー研修(特別区職員研修所)

- <受講対象者> (1)児童心理司5年目以上の職員
(2)児童相談所またはこども家庭センターにおいて、心理職のリーダー的役割を担う、または担うことが期待される職員

| 日程 | 講師 | 目的・内容 | 都参加者 |
|-------------|---|--|------|
| 1/15 (木) | 外部講師(学識経験者) ファシリテーター：児童相談センター 児童心理専門課長、 特別区児童相談所 心理係長 | <目的> 児童心理司のリーダー(SVを含む)として求められる最新の知識・技術を学び、後進の指導・育成が行えるように資質の向上を図る。 <内容> 講義(①心理職の成長と育成のポイント、②トラウマの代理受傷やトラウマが組織に及ぼす影響とその回避について) | 22名 |

都区共同企画研修

- ① 中堅層強化
- ② 先進的取組の共有

都区相互開放研修

- ① 模擬個別ケース検討会議(都)
- ② 面接スキルトレーニング研修(都)
- ③ 指導教育担当児童福祉司任用前研修(特別区職員研修所)
※従前より実施していたものについて、令和8年度より都区相互開放研修として新たに実施
- ④ 司法面接(特別区職員研修所)
- ⑤ 児童心理司リーダー研修(特別区職員研修所)

- ⑥ <新規>面接スキルトレーニング研修 アドバンスコース(都) 区側定員:調整中

【研修の目的】

面接スキルトレーニング研修を修了した、都2年目児童福祉司、都2年目児童心理司及び特別区児童相談所職員について、小規模のグループで、概ね2か月に1回程度、年4回実施し、面接スキルの定着・習熟を図る。

- ⑦ <新規>児童支援スキルアップ研修(都) 区側定員:調整中

【研修の目的】

都新任一時保護所福祉職、都児童自立支援施設職員、委託運営の都一時保護所職員及び特別区児童相談所職員について、小規模のグループで年5回実施し、児童支援スキルの向上を図る。

都児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化事業

増加する児童虐待相談に的確に対応し、切れ目ない支援を行うため、**子供家庭支援センターの機能強化を支援するとともに、都児童相談所との連携強化の仕組みづくりを推進し、東京全体の児童相談体制を強化**

令和8年度予算額 1,071,083千円

①子供家庭支援センターへの送致案件の対応支援

面前DV等、児童相談所から区市町村への送致案件への対応を支援するため、**児童相談所・警察・専門支援機関等との連携強化に対応する職員の配置経費**を区市町村へ補助
→都児童相談所と子供家庭支援センターの役割分担を適切化

【補助基準額】

6,042千円/名
(基本分：1名、加算分：上限5名)
※事業を実施する前年度に都児童相談所から受理した送致件数に応じて、加算上限を設定。

| 都児童相談所からの送致件数(※) | 加算上限 |
|------------------|------|
| 71件～140件 | 1名 |
| 141件～210件 | 2名 |
| 211件～280件 | 3名 |
| 281件～320件 | 4名 |
| 321件～ | 5名 |

【補助率】

都10/10 (令和8年度まで)

③DXによる業務効率化への支援

子供家庭支援センターの電話・記録等の**業務のDXに係るシステム導入経費**を区市町村へ補助

→子供家庭支援センターと都児童相談所の連絡調整等を効率化

【補助基準額】

50,000千円/1自治体

【補助率】

都1/2・区市町村1/2
(令和8年度まで)



②区市町村から都児童相談所への研修派遣支援

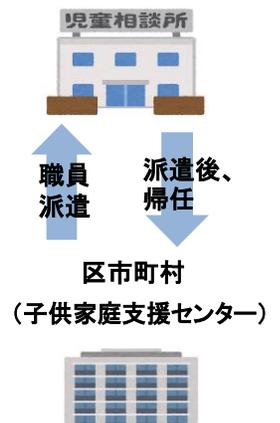
区市町村が定める児童福祉人材の育成計画に基づき、都児童相談所へ**職員を通年派遣し、子供家庭支援センターの基幹職員として育成する取組**へ補助
→子供家庭支援センターの組織力を強化

【補助基準額】

虐待対策ワーカー：6,042千円/名
主任虐待対策ワーカー：7,000千円/名
(派遣される職員の人件費を補助)

【補助率】

都10/10 (令和8年度まで)



④連携のための拠点づくり

『子供家庭支援センターに都児童相談所のサテライトオフィス』又は『都児童相談所に子供家庭支援センターの分室』を設置

→都と区市町村の職員が、同一の施設でケース会議や情報共有を行いながら、共同で相談対応等を実施

【補助基準額】

8,181千円/名
(職員3名分の人件費を補助)

【補助率】

都10/10 (令和8年度まで)



こども家庭センター体制強化事業について

令和8年1月
福祉社局

1 目的

妊娠期からの切れ目のない支援を実現するため、児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等が行えるよう、連携に必要な支援チームを配置する区市町村を支援するとともに、両部門の連携強化や職員のスキルアップを図る研修等を実施する。
すべての家庭が健やかに子育てできる環境を整えることで、虐待の未然防止に繋げる。

2 経緯

児童福祉法および母子保健法の改正により、区市町村の児童福祉部門と母子保健部門が連携し一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務化（令和4年度改正、6年度施行）

- 「予防的支援推進とうきょうモデル事業」（R3～）と「とうきょう子育て応援パートナー事業」（R4～）を一体化。
- 「こども家庭センター体制強化事業」を実施し、子供家庭支援センター（児童福祉部門）と母子保健部門の連携をより一層強化（R6～）
- 令和7年度より、支援の効果を測るためモニタリングシステムを構築、令和8年度より区市町村へシステムを展開

3 事業概要

（1）人材育成

子供家庭支援センターと母子保健部門の合同研修を実施

（2）連携ツールの提供

共通のアセスメント基準を活用し、合同会議を実施

（3）運営支援

アドバイザー委員会による体制構築や支援方法への助言

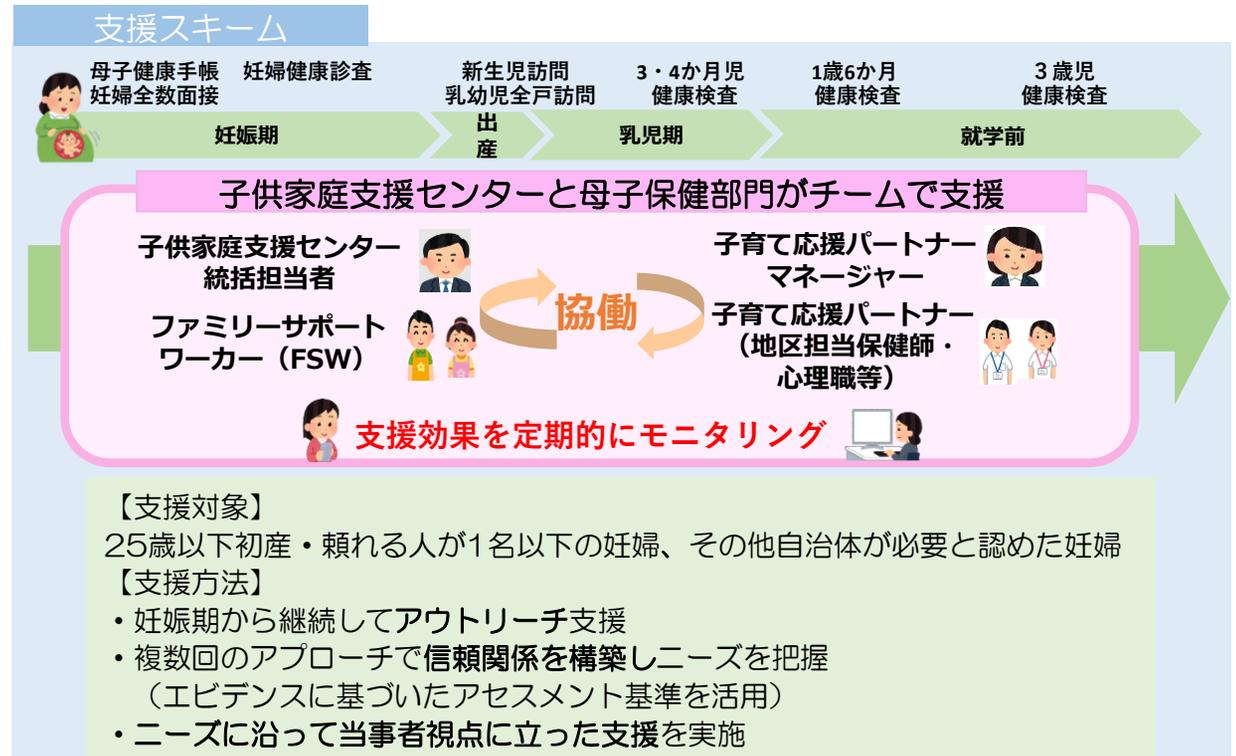
（4）人員配置に係る支援

下記①～③のいずれかを選択、配置される支援員に対し補助補助率10/10（令和8年度まで）

- 子供家庭支援センターにチームを設置
- 母子保健部門に専門職を配置
- 両部門に支援者を配置

（5）支援効果モニタリングシステムの運用

【令和8年度予算額】 1,462,327千円



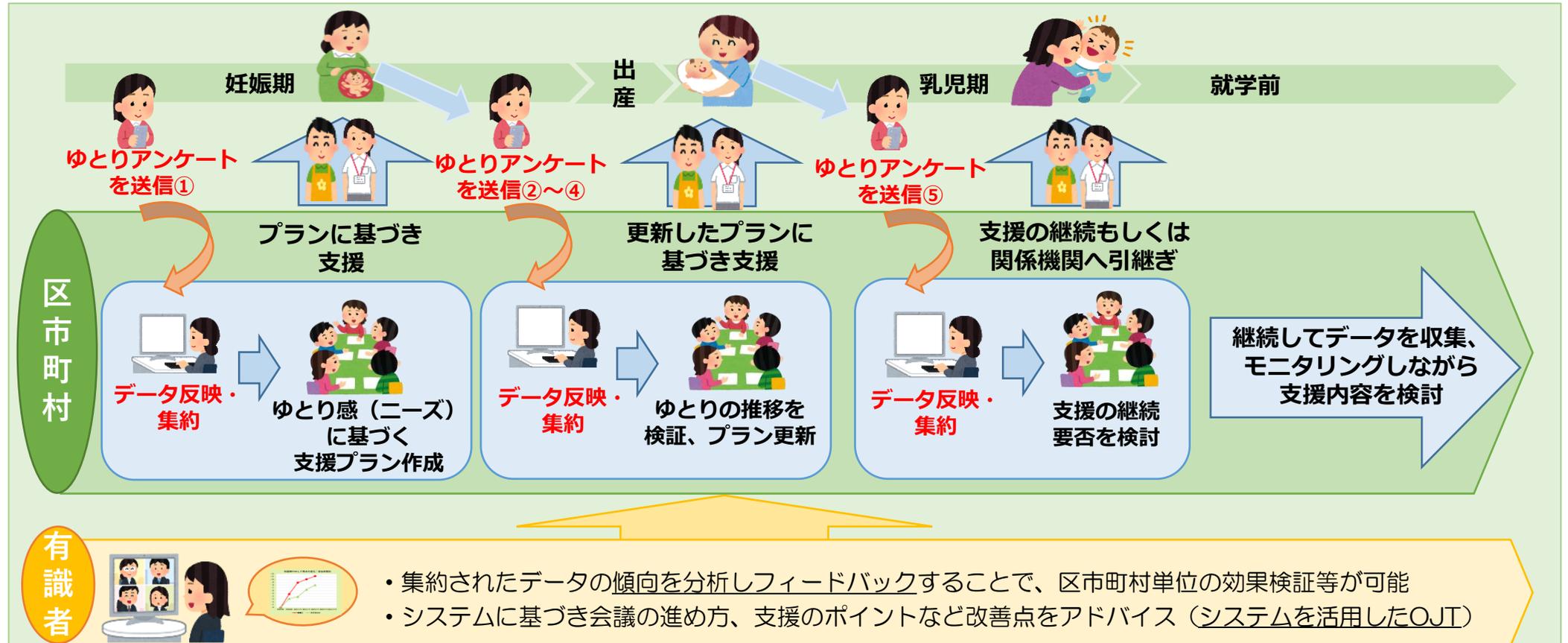
こども家庭センター体制強化事業 支援効果モニタリングシステムの概要

これまでの取組と効果

- 予防的支援推進とうきょうモデル事業では、妊産婦のニーズに沿って「ゆとり感（※）」を指標とした支援を実施
 - 個別ケースについて定期的にモニタリングし、支援効果を測定することによりさらに支援を充実
- （※）経済的・体力的・時間的・精神的・生活全般の5つのゆとりを妊産婦自身が10点満点で回答。

要求内容

- こども家庭センター体制強化事業においても、妊産婦の「ゆとり感」をモニタリングしながら支援のPDCAを回せるよう、アンケート集約システムを開発（令和7年度開発・テスト、令和8年度運用）
- 有識者により区市町村単位の分析を行い、フィードバックおよびスーパーバイズを実施



【その他システムに盛り込まれている内容】

- 会議を効率的に進めるための入力様式
- 支援の漏れを防ぐためのアラート機能（ゆとり感が継続して下がっている案件を自動的に表示させる設定等）

ソフト・ハードの体制強化、保護児童への支援向上、職員の負担軽減を一体的に推進

1 人員体制強化

- 事業① 保育士の人材派遣事業
事業② 看護師の人材派遣事業

- 一時保護所のニーズの増大、服薬及び通院を要する児童の増加に対応するため、**看護師の人材派遣を導入【新規】**
- 一時保護所の児童の余暇活動の充実を図るため、特別行事等を実施する場合の**保育士の人材派遣を導入【継続】**

2 施設整備等促進

- 事業③ 民間児童養護施設の一時保護委託受入促進事業

- 一時保護所のひっ迫を解消するため、**民間児童養護施設の空きスペース等を一時保護専用スペースとして活用し、一時保護委託の受入れを促進【継続】**

【対象経費】

間仕切り、引き戸の設置、什器の購入、被服の購入等の委託児童の受入にあたって必要な初度調弁費用

3 児童の権利擁護の推進

- 事業④ 通学送迎支援事業

- 通学を希望する児童について、一時保護所から当該児童の原籍校まで民間事業者**に児童移送業務を委託**（令和7年度から2所で先行実施、令和8年度は5所で実施）**【拡充】**



4 業務効率化（DX化）

- 事業⑤ 児童養護施設等への入所調整システムの構築 

- 事業⑥ 一時保護所のDX化

- 都・区の児童相談所が入力した児童の情報と児童養護施設が入力した施設の空き情報に基づき、**児童の入所先候補をマッチングするシステムを構築【継続】**
- 一時保護所の業務負担の軽減等を図るため、**DX化に向け、コンサルテーションを実施【新規】**
- 一時保護所において、**シフト表のアプリ化及び児童の見守り・安全性の強化のためのセンサー等を導入【拡充】**

区市町村における人事交流や人材育成の現状①

※前回検討部会(R7.10.10)、検討会(R7.10.17)における主な意見

<検討部会>

- 少数職種**（一時保護所の心理職、児相の保健師など）については**合同で研修を行う意味がある**と考える
- 児相としては、区市町村における様々な支援の仕組み（障害、母子保健など）を**一定期間ずつ体験できる機会**があると良い
- 時間外に行っている自主勉強会などに係る情報共有や後押しができる**と良いのではない**か

<検討会>

【区部】

- 区の中だけで人材育成をしていくと回れる部署も限られる**。人事交流の仕組みを前に進めていただきたい（区児相）
- 児相の職員が**他の福祉分野（生活保護、障害など）を経験し、児相に戻ることでノウハウの蓄積を図る**ことができると考える（区児相）
- 子家センから都児相に派遣された職員はたくましくな**って戻ってきている**。都児相についても、区の様々なサービスを知り、アセスメントの手法の幅を広げるなど、**相互に交流することでお互いの理解も深まる**と考える（子家セン）
- 同じ場所で経験年数を重ねることで得られるものもある**と考える**ので、まずは自区内での育成を進めていきたいが、中長期的に人材育成の在り方について考えることも必要と思う（区児相）

【市町村部】

- 相互交流については、お互いを知るという点で都児相と区市町村の連携強化に資すると考える。しかしながら、現在従事している**職員が抜けられると現場が回らなくなってしまう**ため、派遣するのは難しい（子家セン）
- 都児相から子家センへの派遣については、長期だけでなく、短期の実習の機会もあると良い（都児相）
- 自治体の中で異動のサイクル**がある。派遣して元の職場に戻ったとしても、短期間で別の部署に異動となる可能性もあり、ノウハウを積み上げることが難しい面もある（子家セン）
- 当市では心理職を正規で採用しておらず、会計年度任用職員で対応しているが、人材の取り合いになっている。**人事交流だけでなく、S Vを短期で派遣するといった取組も検討**いただきたい（子家セン）
- 都児相**OB**を会計年度任用職員で任用し、**児相との調整やS Vをしてもらった際にはケースがスムーズに進んだ**。そうしたことが仕組みとしてあると良い（子家セン）

区市町村における人事交流や人材育成の現状②

研修派遣の意向等（都児相センター調査）

※児童相談体制等に係る状況調査より

< 子供家庭支援センター >

○都児相への研修派遣の意向

【長期】あり：9区 要検討：8区市町 なし：43区市町村

【短期】あり：22区市町村 要検討：18区市町村

なし：20区市町村

⇒ 長期派遣より短期派遣に意向を示す自治体の方が多い

※意向「なし」の主な理由

区：区児相設置済のため 市町村：人員の余裕がない

○都以外の自治体への研修派遣の意向

【長期】あり：3区 要検討：4区市町 なし：53区市町村

【短期】あり：3区市 要検討：15区市町村 なし：42区市町村

⇒ 他自治体より都への派遣意向を示す自治体の方が多い

○都児相職員の派遣受入の意向

【長期】あり：10区市 要相談：28区市町村 なし：22市町村

【短期】あり：10区市町村 要相談：28区市町村 なし：22区市町村

⇒ 長期、短期とも半数以上の自治体に受入意向がある

< 区立児童相談所 >

○都児相への研修派遣の意向

【長期】あり：1区 要検討：2区 なし：7区

【短期】あり：0区 要検討：4区 なし：6区

○区児相同士での研修派遣の意向

【長期】あり：1区 要検討：4区 なし：5区

【短期】あり：1区 要検討：6区 なし：3区

○都立施設への研修派遣の意向

【長期】あり：0区 要検討：1区 なし：9区

【短期】あり：0区 要検討：1区 なし：9区

⇒ 設置後間もない等の状況から、現時点での派遣の意向は、長期、短期ともに少ない

○都児相職員の派遣受入の意向

【長期】あり：1区 要相談：7区 なし：2区

【短期】あり：1区 要相談：6区 なし：3区

職員派遣の意向等（特別区人事・厚生事務組合調査）

○人材育成を目的とした派遣

必要である：18区 必要ではない：5区

○人材の停滞解消を目的とした派遣

必要である：7区 必要ではない：16区

○派遣先自治体の優先順位

東京都：14区 特別区：8区

その他自治体：1区 派遣意向なし：5区

区市町村における人事交流や人材育成の現状③

※児童相談体制等に係る状況調査・ヒアリングより

< 子供家庭支援センター >

○転入職員の主な転入元部署（分野）（単位：自治体）
母子保健 26、生活福祉 26、障害 22、保育園 18、その他 15
（うち市町村部 母子保健 15、生活福祉 15、障害 15、保育園 7、**その他 13**）

○転出職員の主な異動先（分野）
生活福祉 28、障害 25、母子保健 20、高齢 10、その他 18
（うち市町村部 生活福祉 13、障害 16、母子保健 13、高齢 8、**その他 17**）

⇒ 子家センでは、児童相談以外の分野との異動を多く展開
「**その他**」の割合は市町村部が多く、市町村部の方が
福祉以外の分野との異動が行われている実情が見られる

○心理支援専門員の配置状況
配置している 39 配置していない 21
（うち市町村部 配置している 17 配置していない 20）

⇒ **心理支援専門員を配置していない自治体は、市町村部が多数**

○人材の確保・育成・定着や都と区市町村の連携についての課題や意見

- ・コーディネート・指導育成ができる福祉・心理職の不足
- ・異動サイクルが3年であるため職員の育成が難しい
- ・児童以外の分野も含め区の福祉職として育成を考える必要
- ・市の職員は福祉分野以外も含めた異動があり児童福祉の経験が異動先で生かせない。転入者も未経験の場合が多い
- ・都児相派遣経験者が児相との調整やS Vで力を発揮している

< 区立児童相談所 >

○転入職員の主な転入元部署（分野）（単位：区）
（児童福祉司）生活福祉 7、子家セン 6、障害 3、高齢 3、その他 3
（児童心理司）子家セン 1、教育 1、障害 2、その他 3

○転出職員の主な異動先（分野）
（児童福祉司）生活福祉 9、子家セン 6、障害 5、児童館 3、その他 1
（児童心理司）子家セン 7、教育 6、障害 2、その他 2

⇒ 区児相では、児童相談以外の分野との異動を多く展開

○児童相談所で従事する職員の異動先の確保やキャリアプランの策定等に当たっての課題や意見

- ・経験を蓄積した人材が異動しノウハウの蓄積が困難
- ・心理職の異動先が限定
- ・福祉職のキャリア形成が困難
- ・管理職の確保が困難
- ・他区や都との交流がないと専門性が向上しない
- ・現在は自区内における職員の育成が優先